

7. 犯罪被害者等施策関係省庁の事務分担関係等（平成28年4月以降）

担 当 部 局	研究機関等	地方支分部局等	審議会等	
(内閣府) 国家公安委員会 警察庁長官官房	科学警察研究所 警察大学校	管区警察局	犯罪被害者等施策推進会議	
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)				
内閣府 男女共同参画局			男女共同参画会議、女性に対する暴力に関する専門調査会	
金融庁 監督局保険課 検査局				
総務省 大臣官房 自治行政局				
法務省 司法法制部 民事局 刑事局 矯正局 保護局 人権擁護局	法務総合研究所	法務局、地方法務局、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁、矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、矯正研修所、地方更生保護委員会、保護観察所	法制審議会	
文部科学省 生涯学習政策局 初等中等教育局 高等教育局				
厚生労働省 政策統括官(社会保障担当) 大臣官房地方課 医政局 健康局 労働基準局 職業安定局 雇用均等・児童家庭局 社会・援護局 障害保健福祉部 老健局 保険局		都道府県労働局 公共職業安定所 地方厚生局	社会保障審議会 労働政策審議会	
国土交通省 自動車局保障制度参事官室 住宅局住宅総合整備課 総合政策局総務課交通安全対策室		地方運輸局自動車交通部 各地方整備局等 住宅整備等担当課		
海上保安庁		管区海上保安本部 海上保安部等		

7. 犯罪被害者等施策関係省庁の事務分担関係等（平成28年4月以降）

独立行政法人等	担当する事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。 ・犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。 ・犯罪被害者等施策推進会議の庶務に関すること。 ・犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援に関する企画、立案及び調整に関すること。 ・犯罪被害者等給付金に関すること。 ・オウム真理教犯罪被害者等給付金に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国交通安全運動を中心とした広報・啓発事業に関する事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた広報啓発、調査研究、情報提供、関係機関や民間団体との連携強化、職務関係者に対する研修に関する事務 ・配偶者暴力防止法の施行に関する事務（警察庁、法務省及び厚生労働省と共管）
	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社に対する監督・検査
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等に関する事務
<p>日本司法支援センター (通称「法テラス」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に係る法務、検察、矯正、更生保護、人権擁護等に関する事務 ・総合法律支援に関する事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援に関する学校と関係機関との連携の充実や、学校の相談体制の整備を始めとした学校教育、社会教育、家庭教育等に関する事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制の確保・医療保険制度に関する事務 ・児童虐待の防止、配偶者からの暴力の防止及び人身取引の防止並びにその被害者の保護・支援に関する事務 ・個別労働紛争、雇用管理や労働時間等の設定の改善に関する事務 ・求職者に対するきめ細かな就職支援に関する事務 ・精神的被害等の相談・援助活動に関する事務
<p>独立行政法人自動車事故対策機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。 ・政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。 ・公営住宅関連法令の改正及び運用に係るガイドラインの策定 ・交通事故相談活動の促進に関する事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・海上犯罪による犯罪被害者等のための施策の実施に関する事務

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表（5つの重点課題＋推進体制別）

（単位：百万円）

	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	5,992	5,493	4,939	△ 554	3,587
2. 精神的・身体的被害の回復防止への取組	850	960	888	△ 72	210
3. 刑事手続きへの関与拡充への取組	12	16	16	0	1
4. 支援等のための体制整備への取組	815	881	794	△ 87	310
5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組	39	37	44	7	30
6. 推進体制	41 (うち再掲34)	35 (うち再掲29)	28 (うち再掲21)	△ 7	13 (うち再掲9)
総計（再掲分を除く）	7,715	7,395	6,690	△ 705	4,142

（※1）「6. 推進体制」のうち、「1 都道府県担当者会議の開催」、「2 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進」については再掲である。

（※2）犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含めていない。

（※3）単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。

（※4）「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

（単位：百万円）

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
総計（再掲分を除く）	7,715	7,395	6,690	△ 705	4,142	
【重点課題に係る具体的施策】						
1. 損害回復・経済的支援等への取組	5,992	5,493	4,939	△ 554	3,587	
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】						刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体の連絡先等、被害者に必要な情報を早期に提供するための手引や広報用パンフレットを作成・配布する。 【2次計画 V 第1・1(3)、第4・1・(27)】〈3次計画 V 第1・1(2)、第4・1・(40)〉
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—	
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	9	9	9	0	—	
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,737	1,434	1,326	△ 108	1,236	通り魔殺人等の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害が残るといった重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者から損害賠償も得られず、何らの公的救済も受けられない犯罪被害者又はその遺族に対し、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、犯罪被害者等の精神的、経済的打撃の軽減を図る。 【2次計画 V 第1・2(1)】〈3次計画 V 第1・2(2)〉
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】						犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る諸経費
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	2	6	6	0	2	

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
4 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	73	78	66	△ 12	—	性犯罪被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊費用等について負担し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。【2次計画 V第1・2(6)】〈3次計画 V第1・2(3)〉
5 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	65	65	42	△ 23	—	司法解剖後の遺体搬送について、遺族の経済的負担の軽減を図る。【2次計画 V第1・2(7)】〈3次計画 V第1・2(5)〉
6 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	51	51	33	△ 18	—	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による遺体の損傷を目立たないよう措置する。【2次計画 V第1・2(7)】〈3次計画 V第1・2(5)〉
7 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	45	45	33	△ 12	—	身体犯被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料について負担し、被害者の経済的負担の軽減を図る。
8 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借り上げ【警察庁】	17	17	17	0	—	自宅が犯罪現場となるなど居住場所の確保が困難になった被害者等に対し、被害直後の保護及び危険回避のための一時的な居住場所を借り上げる。【2次計画 V第1・3(2)エ】〈3次計画 V第1・3(2)オ〉
9 ハウスクリーニングに要する経費【警察庁】	0	5	5	0	0	自宅が犯罪現場となり、犯罪行為の証跡が顕著である場合等に、ハウスクリーニング費用を負担し、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。【2次計画 V第1・3(2)エ】〈3次計画 V第1・3(2)オ〉
10 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【2次計画 V第1・1(1)ア】〈3次計画 V第1・1(1)ア〉 平成26年度～平成28年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 (注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	15,507 の内数	15,206 の内数	15,117 の内数		15,507 の内数	
総合法律支援事業に係る運営費交付金						
11 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0	刑事事件の証人等が、捜査機関等に対して供述したことなどにより、他人から身体等に害を加えられた場合、国が給付金を支給することによって、被害を救済するとともに、不安感等を緩和し、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図る。
12 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人相談所(一時保護所)における保護に要する費用等【2次計画 V第1・3(2)ア、第2・2(4)ア】〈3次計画 V第1・3(2)ア、第2・2(8)イ〉
	933 の内数	952 の内数	973 の内数		910 の内数	
13 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【2次計画 V第1・3(2)イ、第2・2(4)イ】〈3次計画 V第1・3(2)イ、第2・2(8)ウ〉
	3,500 の内数	5,662 の内数	5,662 の内数		3,036 の内数	
次世代育成支援対策施設整備交付金						
14 トライアル雇用奨励金事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	試行雇用奨励金を活用した就職支援の実施等(母子家庭の母等になった場合)【2次計画 V第1・4(1)ア】〈3次計画 V第1・4(1)ア〉
	11,892 の内数	8,964 の内数	4,066 の内数		3,666 の内数	
15 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。【2次計画 V第1・4(2)ア、イ】〈3次計画 V第1・4(2)ア、イ〉
	1,564 の内数	1,556 の内数	1,591 の内数		1,503 の内数	

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
16 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	5	5	5	0	—	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度に関する周知啓発のため、リーフレット及びポスターを作成・配布するとともに、導入状況及び利用状況等についてアンケート調査を実施する。(労働保険特別会計)【2次計画 V第1・4(3)】〈3次計画 V第1・4(3)〉
17 自動車事故相談及び示談あっ旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	570	570	0	570	(公財)日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあっ旋事業に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【2次計画 V第1・1(5)ウ】〈3次計画 V第1・1(4)ウ〉
18 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助【国土交通省】	150	150	150	0	150	自動車損害賠償保障法の指定紛争処理機関が行う自賠責の保険金等の支払に関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)【2次計画 V第1・1(5)ア】〈3次計画 V第1・1(4)ア〉
19 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	3,074	2,916	2,537	△ 379	1,496	ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。(自動車安全特別会計)【2次計画 V第1・1(5)エ】〈3次計画 V第1・1(4)エ〉
20 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	186	134	131	△ 3	133	自動車事故被害者救済のため、交通遺児育成基金事業等に要する経費の一部を補助する。(自動車安全特別会計)
21 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	遺族の二次的被害防止に資するため、司法解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置費用を負担する。また、司法解剖後の遺体搬送費用の一部を負担する。
22 犯罪被害者の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1	犯罪被害者の刑事手続における経済的負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料の費用を負担する。
23 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配布【国土交通省】	1	1	1	0	1	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配布する。
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	850	960	888	△ 72	210	
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	107	107	107	0	—	被害少年や虐待を受けた児童が、再び被害に遭うことを防止し、立直りを支援するため、部外専門家等による助言を受けつつ、少年補導職員等が、被害少年の心身の影響に配慮した適切な指導・助言を行う。【2次計画 V第2・1(24)】〈3次計画 V第4・2(7)〉
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—	被害者が、同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、警察庁において策定された「再被害防止要綱」に基づき、関連情報の収集、非常時の通報要領に関する防犯指導及び警戒措置を実施する。【2次計画 V第2・2(5)】〈3次計画 V第2・2(3)イ〉

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
3 保護対策の推進【警察庁】						暴力団員による被害者等へのお礼参りや証人威迫等に対し、検挙等迅速な対応を行うとともに、被害者等の安全を確保するため、保護対象者警戒用資機材の配備や被害者等の安全が確認されるまでの間、身を隠すことができる住居の借上げ等を行う。【2次計画 V第2・2(6)】〈3次計画 V第2・2(4)〉
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	33	33	33	0	0	
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	22	22	22	0	—	
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上等	115	115	115	0	—	
(4) 保護対策用住居借り上げ	33	33	33	0	—	
4 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の安全確保【警察庁】						ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、殺人等の重大事件に発展するおそれがあることから、加害者の早期検挙、被害者等の安全確保に活用することができる資器材の整備を図る。【2次計画 V第4・1(15)】〈3次計画 V第4・1(22)〉
(1) ストーカー・DV対策資機材の整備	117	121	55	△ 66	—	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案のうち、危険性・切迫性が高い事案は、加害者の検挙等を警察が措置するまでの間、被害者等を緊急・一時的に避難させる必要があるが、公的施設等の関係機関の利用が適さない場合に、被害者等の安全確保のために宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担する措置を講ずる。【2次計画 V第4・1(15)】〈3次計画 V第4・1(22)〉
(2) 被害者等の一時避難等宿泊費	0	78	54	△ 24	0	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者に対し、被害に遭わないための留意事項や対応要領等についてのポータルサイトの構築や学生を対象としたDVDの作成等により情報発信し、自衛意識を高め啓発を促すことで、被害の未然防止・拡大防止を図る。【2次計画 V第4・1(15)】〈3次計画 V第4・1(22)〉
(3) 被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動	0	20	8	△ 12	0	児童虐待に対し、児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応の徹底等を期するため、各都道府県の取組の好事例を踏まえた検討会等を開催し、担当職員個々の知識・技能の向上等を図る。【2次計画 V第2・2(10)ア】〈3次計画 V第2・2(9)ア、第2・3(1)エ〉
5 児童虐待防止対策実践塾等【警察庁】	6	6	18	12	—	犯罪により深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神科医等によるカウンセリング等の支援により、精神的被害の回復・軽減を図る。〈3次計画 V第1・2(4)〉
新 6 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度【警察庁】	11	12	28	16	—	採用時や昇任時において被害者支援に関する必要な教育を実施し、また、専門的知識を要する職員に対してカウンセリング技術等特別な教育・研修を実施する。【2次計画 V第2・3(1)ア】〈3次計画 V第2・3(1)イ〉
7 職員等に対する研修の充実等【警察庁】						
(1) 警察職員に対する研修(カウンセリング担当者専科)	2	2	2	0	—	
(2) 全国被害者支援担当課長会議等	4	4	4	0	—	
(3) カウンセリング職員に対する専門研修	10	13	9	△ 4	—	

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
8 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】						被害者等の心情に配慮し、捜査活動等において被害者等が安心して事情聴取等に応じられるようにするため、施設等の整備・改善に努める。 【2次計画 V第2・3(4)】(3次計画 V第2・3(5))
(1) 警察施設外の相談会場借り上げ	7	7	7	0	—	
(2) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	3	3	3	0	—	
(3) 捜査における性犯罪証拠採取セットの整備	5	5	3	△2	—	
9 被害者等に対する情報提供【法務省】	10	11	12	1	—	以下の制度の運用に必要な諸経費 1 全国統一の被害者等通知制度 2 被害者等に対する出所情報の通知制度 3 被害者等の保護(再被害防止)を図るための出所情報通知制度 【2次計画 V第2・2(2)、第3・1(22)】(3次計画 V第2・2(1)、(2))
10 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	10	10	0	6	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施する。【2次計画 V第2・1(19)、第2・3(1)エ、第3・1(20)、第4・2(9)ア】(3次計画 V第2・3(1)カ、キ)
11 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	16	18	1	△17	9	被害者専用待合室を設置するなど、捜査・公判等において、被害者等が安心して協力できる体制を整備することにより、被害者等の心理的負担の軽減を図るもの【2次計画 V第2,3(5)】(3次計画 V第2,3(6))
12 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	39	41	44	3	39	刑事施設及び少年施設に収容されている加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の実施。【2次計画 V第2・2(12)ア、第3・1(24)ア】(3次計画 V第2・2(1)、第3・1(24)ア)
13 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	1	1	2	1	—	犯罪被害者等に対して、有罪判決確定後又は保護処分決定後の加害者に関する情報を提供する。【2次計画 V第2・2(1)ア、(2)、第3・1(22)】(3次計画 V第2・2(1)、(2))
14 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、子供等が夜間、休日を含め24時間いつでも相談できるよう電話相談体制を充実する。【2次計画 V第2・1(23)、第4・1(22)(23)、第4・2(11)、第5・1(15)ア】(3次計画 V第2・1(16)、第4・1(34)ア、2(9))
	4,113 の内数	4,024 の内数	4,527 の内数		4,706 の内数	
15 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	各都道府県、指定都市及び中核市において教育相談を担当する指導主事及び教諭に対し、相談体制の充実等の教育相談における今日の諸課題について高度な見識を修得させ、各地域において、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が行われることを目的とした研修を実施する。【2次計画 V第2・1(23)ウ、第5・1(15)イ】(3次計画 V第2・1(16)イ)
	963 の内数	1,005 の内数	1,169 の内数		963 の内数	
16 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(家庭教育支援)【文部科学省】	—	—	—	—	—	全ての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等により、身近な地域における保護者への相談対応、学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を支援する。【2次計画 V第2・2(12)エ】(3次計画 V第2・2(9)ウ)
	3,814 の内数	5,079 の内数	5,246 の内数		3,984 の内数	

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
17 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(地域人材による家庭支援プログラム)【文部科学省】	— 〔 133 の内数 〕	0	0	—	— 〔 101 の内数 〕	社会教育的アプローチによる現代的課題の解決に向けた積極的・意欲的な取組のうち、いじめや不登校、児童虐待など社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する、地域人材を中心とした支援の仕組みづくりや親向け学習プログラムの開発等について、国と地方公共団体等が共同した実証的研究を実施する。【2次計画 V第2・2(12)エ】〈3次計画 V第2・2(9)ウ〉
18 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	— 〔 95,857 の内数 〕	— 〔 107,613 の内数 〕	— 〔 114,003 の内数 〕	—	— 〔 92,867 の内数 〕	児童養護施設等における入所に要する経費
19 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	— 〔 1,221 の内数 〕	— 〔 1,238 の内数 〕	— 〔 1,267 の内数 〕	—	— 〔 1,133 の内数 〕	婦人保護施設における入所に要する経費
20 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】(1.12の再掲)	— 〔 933 の内数 〕	— 〔 952 の内数 〕	— 〔 973 の内数 〕	—	— 〔 910 の内数 〕	婦人相談所(一時保護所)における保護に要する費用等【2次計画 V第1・3(2)ア,第2・2(4)ア】〈3次計画 V第1・3(2)ア,第2・2(8)イ〉(再掲)
21 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	— 〔 95,857 の内数 〕	— 〔 107,613 の内数 〕	— 〔 114,003 の内数 〕	—	— 〔 92,867 の内数 〕	児童自立生活援助事業における入居に要する経費
22 こころの健康づくり対策事業【厚生労働省】	— 〔 14 の内数 〕	— 〔 7 の内数 〕	— 〔 7 の内数 〕	—	— 〔 14 の内数 〕	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会(犯罪被害者対策を含む。)を実施するとともに、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施する。【2次計画 V第2・1(1),(10)】〈3次計画 V第2・1(1)〉
23 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部(都道府県実施分)【厚生労働省】	— 〔 46,200 の内数 〕	— 〔 46,400 の内数 〕	— 〔 46,400 の内数 〕	—	— 〔 46,400 の内数 〕	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。【2次計画 V第2・1(9)】〈3次計画 V第2・1(10)〉
24 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部(国立障害者リハビリテーションセンター実施分)【厚生労働省】	— 〔 13 の内数 〕	— 〔 13 の内数 〕	— 〔 13 の内数 〕	—	— 〔 10 の内数 〕	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積み上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。【2次計画 V第2・1(9)】〈3次計画 V第2・1(10)〉
25 子どもの心の診療ネットワーク事業【厚生労働省】	— 〔 1,478 の内数 〕	— 〔 15,091 の内数 〕	— 〔 18,483 の内数 〕	—	— 〔 457 の内数 〕	様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。【2次計画 V第2・1(11)】〈3次計画 V第2・1(12)〉
26 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	— 〔 3,500 の内数 〕	— 〔 5,662 の内数 〕	— 〔 5,662 の内数 〕	—	— 〔 3,036 の内数 〕	虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。【2次計画 V第1・3(2)イ,第2・2(4)イ】〈3次計画 V第1・3(2)イ,第2・2(8)ウ〉

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
27 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。【2次計画 V第2・1(2)ア】〈3次計画 V第2・1(14)ア〉
	3,743 の内数	4,734 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
28 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童虐待に対する医療的ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。【2次計画 V第2・1(2)イ】〈3次計画 V第2・1(14)イ〉
	3,743 の内数	4,454 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
29 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	—	—	—	—	—	市町村において、関係機関が連携し児童虐待等の対応を図る「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」について、設置促進及び機能強化を図る。【2次計画 V第2・1(2)】〈3次計画 V第2・1(15)〉
	104,337 の内数	94,210 の内数	98,176 の内数		57,383 の内数	
30 専門里親の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	専門里親への委託に要する費用【2次計画 V第2・1(25)】〈3次計画 V第2・1(13)〉
	95,857 の内数	107,613 の内数	114,003 の内数		92,867 の内数	
31 里親支援機関事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	里親制度の広報啓発等新規里親の掘り起こし、里親・里子のマッチング等の委託推進、里親の資質向上や委託里親への支援等を行う事業を実施。【2次計画 V第2・1(25)】〈3次計画 V第2・1(13)〉
	3,743 の内数	4,734 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
32 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化。【2次計画 V第2・2(9)ア】〈3次計画 V第2・2(6)ア〉
	3,743 の内数	4,734 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
33 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施。【2次計画 V第2・3(1)ケ】〈3次計画 V第2・3(1)シ〉
	3,743 の内数	4,734 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
34 身元保証人確保対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	児童養護施設等を退所する子供やDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を実施。
	3,743 の内数	4,734 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
35 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】	—	—	—	—	—	自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設の設置・運営や自動車事故による重度後遺障害者を受け入れる病院の整備に要する経費の補助等を実施する((3)、(4)独立行政法人自動車事故対策機構)。(自動車安全特別会計)【2次計画 V第2・1(8)】〈3次計画 V第2・1(9)〉
(1) 短期入院協力病院の受入れ体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	185	185	206	21	98	
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	113	112	112	0	58	
(3) 療護センターの設置・運営	—	—	—	—	—	
	6,893 の内数	6,658 の内数	6,900 の内数		6,893 の内数	
(4) 療護センターの施設整備	—	—	—	—	—	
	404 の内数	543 の内数	476 の内数		316 の内数	

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
新 36 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等【法務省】	15,507 の内数	15,206 の内数	15,117 の内数	—	15,507 の内数	日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。〈3次計画V第2・3(1)コ〉 平成26年度～平成28年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。
3. 刑事手続への関与拡充への取組	12	16	16	0	1	
1 医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備【警察庁】	1	1	1	0	1	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう、証拠の採取・保管に必要な資機材を整備し、性犯罪被害者が警察への被害申告を躊躇している間に証拠が滅失することのないようにする。 【2次計画V第3・1(1)】〈3次計画V第3・1(3)ア〉
2 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	16,429 の内数	16,110 の内数	16,067 の内数	—	16,289 の内数	資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための国選弁護制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。 また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求がある場合には、日本司法支援センターにおいて被害者参加人に対し、被害者参加旅費等を支給する。 【2次計画V第3・1(3)】
3 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	0	—	犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝える。【2次計画V第3・1(24工)】〈3次計画V第3・1(24工)〉
4 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	12	15	15	0	—	犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放等審理を実施する。【2次計画V第3・1(27)】〈3次計画V第3・1(25)〉
4. 支援等の体制整備への取組	815	881	794	△ 87	310	
1 都道府県担当者会議の開催【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【2次計画IV(2)、V第4・1(1)ア】〈3次計画IV(2)、V第4・1(2)〉
2 地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	33	28	20	△ 8	8	犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【2次計画IV(2)、V第4・1(1)イ】〈3次計画IV(2)、V第4・1(2)、(5)〉
3 安心な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	22	22	18	△ 4	14	暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う事業で、警察においては、これら情報を探査等に活用する。【2次計画V第4・1(11)】〈3次計画V第4・1(15)ア〉

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
4 交通事故相談活動の推進【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は国土交通省】	18	14	12	△ 2	16	研修会の開催等、地方公共団体の交通事故相談所等における交通事故相談活動の円滑な推進を図るため、交通事故相談員の資質の向上に努める。【2次計画 V第4・1(13)】〈3次計画 V第4・1(18)〉
5 交通事故被害者サポート事業経費【平成27年度までは内閣府、平成28年度以降は警察庁】	12	12	11	△ 1	13	交通事故被害者等の自立を支援する立場にある者の技術を向上させるとともに、交通事故被害者等の自助グループ間における連携を図るなど、交通事故被害者等の支援の充実を図る。
新 6 公共交通における事故発生時の被害者等支援のための施策【国土交通省】	4	4	4	0	2	公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を果たすため、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を実施する。〈3次計画 V第4・1(19)〉
7 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費【内閣府】	27	26	26	0	22	女性に対する暴力の防止及び被害者支援に関する取組を一層促進するため、官民の担当者を対象としたワークショップを全国で開催し、意見交換や情報共有を行うことにより、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の促進を図る。〈3次計画 V第4・1(12)〉
8 配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業【内閣府】	8	8	0	△ 8	6	(27年度限り)
新 9 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業【内閣府】	0	0	9	9	0	性犯罪被害者が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援機関の支援員を対象とした研修を実施する。【2次計画 V第4・1(2)】〈3次計画 V第2・1(21)イ、第4・1(6)、第4・1(10)イ〉
10 配偶者等からの暴力に関する実態調査経費【内閣府】	17	0	0	0	17	(26年度限り)
11 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	7	7	2	△ 5	4	全国共通ダイヤルにより、配偶者からの暴力についてどこに相談したらよいか分からないという被害者に対し、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口に自動転送するサービスを実施する。
12 ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究費【内閣府】	10	0	0	0	6	(26年度限り)
13 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究【内閣府】	39	100	88	△ 12	25	地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する。〈3次計画 V第2・1(21)オ、第4・1(10)オ〉
新 14 ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成経費【内閣府】	0	0	4	4	0	地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成する。〈3次計画 V第4・1(21)〉

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
15 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—	犯罪被害者支援組織を一部に含む特定非営利活動法人等の活動促進に向け、特定非営利活動促進法の運用や特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する調査等の実施を行う。(当該施策は犯罪被害者支援組織に限定して行っているものではない。)【2次計画 V第4・3(5)】〈3次計画 V第4・3(5)〉
	88 の内数	91 の内数	86 の内数		85 の内数	
市民活動推進事業						
16 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応【警察庁】						
(1) ストーカー対策担当者専科	7	7	7	0	—	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施する。【2次計画 V第4・1(15)】〈3次計画 V第2・3(1)ウ,第4・1(21)〉
(2) 海外における調査研究	6	2	0	△2	0	警察におけるストーカー対策推進の参考とするため、職員を先進国の大学へ派遣し、現地の制度・取組について、調査研究を行う。
(3) ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究	11	24	0	△24	10	ストーカー行為者の被害者への執着心・支配意識を取り除くための適切な対応について、調査研究を行う。
(4) 事案対策マニュアル作成	0	3	0	△3	0	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に迅速・的確に対処するため、事案対策マニュアルを作成する。
(5) ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化	0	29	0	△29	0	現場の警察官がストーカー事案及び配偶者からの暴力事案に適切に対応するため、情報管理業務の充実・強化を図る。
新 (6) ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科等医療との連携	0	0	12	12	0	警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携する。〈3次計画 V第4・1(22)〉
新 (7) ストーカー事案の実態と被害者の意思決定に関する研究	0	0	1	1	0	警察が取り扱うストーカー事案及び一般国民に対するストーキング被害の実態等の調査を行い、被害者から周辺者に対する援助要請や警察相談に至る過程等に着目し、一般国民に対する調査を行う。さらに、警察が取り扱うストーカー事案の記録の分析を行う。
17 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	42	45	22	△23	—	警察職員のカウンセリング技術の向上及び精神的ストレスの軽減を図るため、部外の精神科医や臨床心理士等からのアドバイスを受ける。 【2次計画 V第4・2(7)】〈3次計画 V第4・2(6)〉
18 対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法に関する研究【警察庁】	16	17	17	0	14	より高度な技術が要求される対応の難しい対象者に対する取調べについて、心理学的研究を行うことにより、対象者の特性の把握方法及び対象者の特性に応じた効果的な取調べ手法を明らかにする。
19 被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究【警察庁】	1	2	1	△1	1	心理学的研究を行うことにより、児童の特性を査定するための実用的なチェックリストを開発し、被害児童の特性に配慮した効果的な聴取技法を検討する。

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
20 民間団体への支援の充実【警察庁】						民間被害者支援団体が被害者支援に果たす役割の重要性を鑑み、その活動の促進を図るため、財政的支援の充実を図る。【2次計画 V第4・3(1)イ】〈3次計画 V第4・3(1)ア〉
(1) 民間被害者支援団体等に対する活動支援	6	6	6	0	4	
(2) 民間被害者支援団体等に対する直接支援業務の委託	44	44	45	1	—	
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	115	116	118	2	—	
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	45	45	45	0	—	
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	50	50	50	0	—	
21 被害者等からの相談への対応【法務省】						被害者等から被害相談、裁判傍聴の付添い、各種支援団体への紹介等刑事手続に関する相談業務を行う被害者支援員を配置。【2次計画 V第4・1(18)】〈3次計画 V第4・1(25)〉
(1) 被害者支援員の配置	191	192	195	3	138	
(2) 被害者ホットラインの設置	1	1	1	0	—	
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	8	8	8	0	7	検察庁での被害者に対する保護と支援について分かりやすく解説した犯罪被害者用パンフレットの作成。【2次計画 V第3・1(13)ア、ウ、第4・1(28)ア、イ】〈3次計画 V第1・1(2)、第3・1(5)、第3・1(11)、第3・1(13)ア、ウ、第3・1(14)、第4・1(40)、第4・1(41)ア、イ〉
22 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	71	70	71	1	—	関係機関・団体等との連携確保、研修の実施等更生保護官署における犯罪被害者等に対する支援を行うために必要な体制を整備する。【2次計画 V第4・1(36)、(37)】〈3次計画 V第4・1(26)、(27)〉
23 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—	相談者（犯罪被害者等を含む。）からの各種人権相談への対応。【2次計画 V第4・1(20)】〈3次計画 V第4・1(28)〉
	3,360 の内数	3,353 の内数	3,341 の内数		3,360 の内数	
24 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	—	—	—	—	—	人権侵犯事件の調査・処理による被害者（犯罪被害者等を含む。）の被害の救済及び予防。
	3,360 の内数	3,353 の内数	3,341 の内数		3,360 の内数	

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
25 相談及び情報の提供等 【法務省】	—	—	—	—	—	<p>日本司法支援センターにおいて、認知機能が不十分な高齢者・障害者やDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。〈3次計画 V 第4・1(31)ア、イ〉</p> <p>日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体との連携・協力関係を維持・強化し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等の紹介、犯罪被害者等の支援に精通した弁護士等の紹介等を含めた様々な情報等の提供を通じた支援を行う。【2次計画 V 第4・1(32)ウ、(40)】〈3次計画 V 第4・1(43)イ、ウ〉</p> <p>日本司法支援センターにおいて、様々な手法を用いた広報活動の実施。〈3次計画 V 第4・1(43)エ〉</p> <p>※平成26年度～平成28年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。</p>
	15,507 の内数	15,206 の内数	15,117 の内数		15,507 の内数	
総合法律支援事業に係る運営費交付金						
26 犯罪被害者等に関する 類型別調査経費	3	0	0	0	2	
27 いじめ対策等生徒指導 推進事業の一部【文部 科学省】	—	—	—	—	—	
	54 の内数	83 の内数	18 の内数		52 の内数	
いじめ対策等総合推進事業の一部						
28 スクールソーシャル ワーカー活用事業の一 部【文部科学省】	—	—	—	—	—	<p>教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。【2次計画 V 第2・1(22),2(10)イ、第4・1(23),2(11),第5・1(15)ア】〈3次計画 V 第2・1(15)、第2・2(9)イ、第4・1(34)ア、第4・2(9)〉</p>
	394 の内数	647 の内数	972 の内数		4,706 の内数	
いじめ対策等総合推進事業の一部						
29 虐待・思春期問題情報 研修センター事業費の 一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—	<p>児童虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るため研修の充実を図る。(平成23年度まで年金特別会計、平成24年度より児童虐待・DV対策等総合支援事業)【2次計画 V 第4・2(12)】〈3次計画 V 第4・2(10)〉</p>
	3,743 の内数	4,734 の内数	7,309 の内数		3,397 の内数	
児童虐待・DV対策等総合支援事業						
5. 国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組	39	37	44	7	30	<p>犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業を東京及び複数の地域で開催する。【2次計画 V 第5・1(8),(10)ア】〈3次計画 V 第5・1(8),(10)〉</p>
1 犯罪被害者等施策の啓 発のための中央・地方 大会の開催【平成27年 度までは内閣府、平成 28年度以降は警察庁】	9	9	9	0	10	

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
2 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費【内閣府】	7	7	7	0	3	男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化する。【2次計画 V 第5・1(9)】〈3次計画 V 第5・1(14)ア〉
新 3 女性に対する暴力の予防啓発促進経費【内閣府】	5	5	6	1	2	若年層に対して暴力の加害者にも被害者にもならないための効果的な指導を行うため、若年層に対し教育・啓発の機会を多く持つ者等に対する研修を実施する。〈3次計画 V 第5・1(13)〉
4 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】						犯罪被害者等の置かれた実情について理解を深めるため、民間被害者支援団体等と連携するなどし、広報啓発活動を推進する。【2次計画 V 第5・1(11)イ、ウ】〈3次計画 V 第5・1(15)イ、ウ〉
犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進	2	2	9	7	1	
5 人身取引被害申告票の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1	人身取引被害者が被害申告をする際の連絡先等を記載した申告票を作成、配布し、被害者の早期発見を図ることにより、人身取引事犯の検挙と被害者の保護に努める。
6 人権啓発活動【法務省】	—	—	—	—	—	人権週間を中心に全国各地で、講演会、シンポジウム、座談会等の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。【2次計画 V 第5・1(9)ウ】〈3次計画 V 第5・1(14)ウ〉
	3,360 の内数	3,353 の内数	3,341 の内数		3,360 の内数	人権擁護関係予算
7 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	道徳教育用教材の充実や効果的な指導方法の普及、求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上、地域に根ざした創意工夫ある道徳教育を支援する。
	[1,362 の内数]	[1,457 の内数]	[1,460 の内数]		949 の内数	
8 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する。
	46 の内数	107 の内数	99 の内数		4,706 の内数	学校を核とした地域力強化プランの一部 (平成26年度まではいじめ対策等総合推進事業の一部)
9 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	人権教育を担当する指導主事等に対し、学校教育全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭・地域等との連携を推進する方策等について、研究協議及び演習等を行うことにより必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるための研修を実施する。【2次計画 V 第5・1(2)】〈3次計画 V 第5(2)〉
	963 の内数	1,005 の内数	1,169 の内数		963 の内数	独立行政法人教員研修センター運営費交付金
10 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切に教育を推進する観点から、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。【2次計画 V 第5・1(2)】〈3次計画 V 第5(2)〉
	77 の内数	73 の内数	66 の内数		66 の内数	

8. 平成28年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成26年度 予算額	平成27年度 当初予算額	平成28年度 予算額	対前年度 増△減額	平成26年度 決算額	施策・事業の概要
11 心のケアシンポジウム (平成26・27年度は児童生徒の現代的健康課題への対応事業として計上)【文部科学省】	— 41 の内数	— 57 の内数	0	—	— 18 の内数	日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応するなど、子供の心のケアに対する対応充実を図るため、教職員等を対象としたシンポジウムを実施する。【2次計画 V第5・1(15)ウ】〈3次計画 V第4・1(34)イ〉
12 児童虐待防止推進 フォーラム開催等広報 啓発経費の一部【厚生 労働省】	15	14	14	0	12	児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【2次計画 V第5・1(9)エ】〈3次計画 V第5・1(14)エ〉
6. 推進体制	41	35	28	△7	13	
1 都道府県担当者会議の 開催【平成27年度まで は内閣府、平成28年度 以降は警察庁】(4.2 の再掲)	1	1	1	0	1	国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催する。【2次計画 IV(2)、V第4・1(1)ア】〈3次計画 IV(2)、V第4・1(2)〉
2 地域における犯罪被害 者等支援体制の整備促 進【平成27年度まで は内閣府、平成28年度 以降は警察庁】(4.2の 再掲)	33	28	20	△8	8	犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、支援体制の整備を促進する必要がある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行う。【2次計画 IV(2)、V第4・1(1)イ】〈3次計画 IV(2)、V第4・1(2)、(5)〉
3 犯罪被害者団体等との 情報交換の実施【平成 27年度までは内閣府、平 成28年度以降は警察庁】	1	1	1	0	1	犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換等を行う。【2次計画 IV(4)】〈3次計画 IV(2)〉
4 犯罪被害者等施策年次 報告の作成【平成27年 度までは内閣府、平成 28年度以降は警察庁】	6	6	6	0	5	犯罪被害者等基本法第10条に基づき、各年度に政府が講じた犯罪被害者等施策の概要を作成し、国会への報告を含め、幅広く公表する。【2次計画 IV(7)】〈3次計画 IV(7)〉

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したのものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「—」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。

なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

9. 主な犯罪被害者等支援体制の概要

(1) 犯罪被害者等全般に関するもの

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別	
都道府県警察	都道府県	被害者の被害の回復、軽減及び安全の確保	面接、電話 等	
公益財団法人 犯罪被害救援基金	左同	犯罪被害者遺児等に対する奨学金等の 給与その他の犯罪被害者に係る救援	電話 等	
都道府県暴力追放運 動推進センター	左同（都道府県公安委 員会が指定）	暴力追放事業（広報活動、民間の組織 活 動の援助、相談事業、不当要求防止 責 任 者講習の委託実施、不当要求情報 管理機 関の援 助、救援事 業、少年指 導員の研 修その他付帯事業）	面接、電話 等	
犯罪被害者等早期援 助団体	左同（都道府県公安委 員会 が指定）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等に対する援助の必要性に関 する広報活動及び啓発活動 ・犯罪被害等に関する相談 ・犯罪被害者等給付金の裁定の申請補 助 ・物品の供与又は貸与、役務の提供そ の 他の方法による被害者等の援助 	面接、電話 等	

支援業務の内容	人員体制・設置状況
<ul style="list-style-type: none"> 被害者に対する情報提供等 相談・カウンセリング 被害者の安全の確保 捜査過程における被害者の負担の軽減のため、施設の整備・改善、指定被害者支援要員による支援等 	<p>(人員体制) 都道府県警察職員の定数 28万7,239人(平成28年4月1日現在) (設置状況) 都道府県警察 47、警察署 1,167(平成27年4月1日現在)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 奨学金等給与事業 生活指導相談事業 支援事業 犯罪被害者等に対する支援金支給事業 	1 か所(東京都)
<ul style="list-style-type: none"> 暴力団員による不当な行為に関する相談活動 暴力団員による不当な行為による被害者への支援活動(見舞金の支給等) 暴力団員を相手方とする民事訴訟支援活動(裁判手続費用等の無利子貸付等) 	(設置状況) 各都道府県に1か所
<ul style="list-style-type: none"> 団体の広報誌やパンフレット等の作成、配布 カウンセリングの実施 犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続の概要の説明 病院や警察署等への付添い等 	<p>47団体(平成28年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道) 公益社団法人あおもり被害者支援センター(青森県) 公益社団法人いわて被害者支援センター(岩手県) 公益社団法人みやぎ被害者支援センター(宮城県) 公益社団法人秋田被害者支援センター(秋田県) 公益社団法人やまがた被害者支援センター(山形県) 公益社団法人ふくしま被害者支援センター(福島県) 公益社団法人被害者支援都民センター(東京都) 公益社団法人いばらき被害者支援センター(茨城県) 公益社団法人被害者支援センターとちぎ(栃木県) 公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま(群馬県) 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター(埼玉県) 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター(千葉県) 認定特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター(神奈川県) 公益社団法人にいがた被害者支援センター(新潟県) 公益社団法人被害者支援センターやまなし(山梨県) 認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター(長野県) 特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター(静岡県) 公益社団法人とやま被害者支援センター(富山県) 公益社団法人石川被害者サポートセンター(石川県) 公益社団法人福井被害者支援センター(福井県) 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター(岐阜県) 公益社団法人被害者サポートセンターあいち(愛知県) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター(三重県) 認定特定非営利活動法人おうみ犯罪被害者支援センター(滋賀県) 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(京都府) 認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター(大阪府) 公益社団法人ひょうご被害者支援センター(兵庫県) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター(奈良県) 公益社団法人紀の国被害者支援センター(和歌山県) 公益社団法人とっとり被害者支援センター(鳥取県) 公益社団法人島根被害者サポートセンター(島根県) 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま(岡山県) 公益社団法人広島被害者支援センター(広島県) 公益社団法人山口被害者支援センター(山口県) 公益社団法人徳島被害者支援センター(徳島県) 公益社団法人かがわ被害者支援センター(香川県) 公益社団法人被害者支援センターえひめ(愛媛県) 認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター(高知県) 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター(福岡県) 認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS(佐賀県) 公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター(長崎県) 公益社団法人くまもと被害者支援センター(熊本県) 公益社団法人大分被害者支援センター(大分県) 公益社団法人みやざき被害者支援センター(宮崎県) 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター(鹿児島県) 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター(沖縄県)

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別
日本司法支援センター（通称「法テラス」）	総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立されたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・法的トラブルに応じた最も適切な機関・団体の情報を無料で提供する情報提供業務 ・経済的に余裕がない方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ・迅速・確実に国選弁護人を確保して、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備し、裁判員制度を始めとする刑事裁判手続の実施を支える国選弁護等関連業務 ・弁護士や司法書士がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域において、適切な料金で法律サービスを提供する司法過疎対策業務 ・犯罪の被害に遭われた方等に、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介や犯罪被害者支援団体等に関する情報を無料で提供する犯罪被害者支援業務 	<p>全国1か所に設置されたサポートダイヤル（コールセンター）に犯罪被害者等専用ダイヤルを設け、電話による情報提供を実施する。</p> <p>また、全国50か所の地方事務所において、面談や電話による情報提供を実施する。</p>
検察庁（被害者支援員）	国	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等通知制度の実施 ・（被害者支援員） <p>犯罪被害者やそのご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しており、各種相談及び手続の手助け、関係機関や団体等の紹介などを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書、口頭等 ・（被害者支援員）面接、電話相談（専用電話「被害者ホットライン」設置）
矯正管区、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）及び矯正研修所	国	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の被收容者に対する処遇 ・矯正施設の職員に対する研修 ・被害者等通知制度（少年審判後）の実施（矯正管区、少年院、少年鑑別所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇等を実施することにより、加害者側に働きかけを行う形態の支援 ・矯正施設の職員に対する研修の実施により、加害者側への働きかけを一層充実させる形態の支援 ・文書、口頭等
地方更生保護委員会	国	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設からの仮釈放の許可及び取消し ・少年院からの仮退院及び退院の許可等 ・仮釈放者及び少年院仮退院者に対する特別遵守事項の設定 ・被害者等通知制度の実施 ・意見等聴取制度の実施 	面接、電話等

支援業務の内容	人員体制・設置状況
<p>犯罪被害者等の方のために様々な取組をしている団体等と緊密な連携関係を構築しつつ、個々の犯罪被害者等の心情に配慮しながら、その時に最も必要な援助が受けられるよう収集整理した情報を速やかにかつ懇切丁寧に提供する。</p> <p>また、各地の弁護士会あるいは日本弁護士連合会と提携し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を犯罪被害者に紹介するほか必要に応じ、民事法律扶助制度等も活用しながら、事案に応じた適切な弁護士等から必要な法的サービスが受けられるようにする。</p> <p>さらに、被害者参加人からの請求を受け付け、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するなどの業務を行う。</p>	<p>(設置状況)</p> <p>東京都に本部を設置し、地方裁判所本庁所在地に対応した全国50か所に地方事務所を設置しているほか、地裁大規模支部に対応した地域や司法過疎地域等に支部・出張所等を設置している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 被害者等に対する事件の処理結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の処遇状況などに関する情報の提供 (被害者支援員) 被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。 	<p>(設置状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高検察庁 (1 か所) 高等検察庁 (14か所 (支部6か所を含む。)) 地方検察庁 (253か所 (支部203か所を含む。)) 区検察庁 (438か所) <p>(人員体制)</p> <p>被害者支援員を全国の地方検察庁に配置している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により、受刑者に対する改善指導が義務付けられており、被害者の視点を取り入れた教育についても、特別改善指導の一類型として、全施設で実施するなど、適切な加害者処遇の実施に努めている。 被収容者たる加害者との面会又は信書の発受を希望する犯罪被害者等に対して、法令に基づき、面会又は信書の発受について適切な運用を行う。 少年鑑別所は、被害者等からの、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出を受け付け、少年院は、申出に係る加害者の少年院における処遇状況等を被害者等に対して通知する。矯正管区は、少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行う。 少年院において、犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇を実施する(犯罪被害者等に関する事項の必要な情報の収集及び少年簿への記載、被害者の視点を取り入れた教育の実施)。 矯正施設の職員に対し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めさせる研修の充実を図っている。 	<p>(設置状況)(平成27年4月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 矯正管区 (8) 刑務所 (62)、少年刑務所 (7)、拘置所 (8)、少年院 (48)、少年鑑別所 (51)、婦人補導院 (1) 矯正研修所 (1)、矯正研修所支所 (8)
<ul style="list-style-type: none"> ストーカー事犯者、性犯罪者等に対して、事案に応じて、被害者への接近を禁止する等の特別遵守事項を設定 仮釈放・仮退院審理の開始等の通知 仮釈放・仮退院審理における被害者等の意見等の聴取 	<p>(設置状況) 全国8箇所</p>

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別
保護観察所	国	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察の実施 ・地域住民の犯罪予防活動の促進 ・収容中の者に対する生活環境の調整等 ・保護観察処分少年及び保護観察付執行猶予者に対する特別遵守事項の設定 ・被害者等通知制度の実施 ・心情等伝達制度の実施 ・相談・支援の実施 	面接・電話等
法務局・地方法務局の人権擁護部（課） 各都道府県人権擁護委員連合会	国	常設及び特設の人権相談所において面接や電話により人権相談を受け付けているほか、人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、人権侵害事件として救済手続を開始して事実関係を調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。	相談及び調査・救済
教育相談所 教育センター	都道府県及び市町村 （教育委員会が管理）	教育相談の実施、教員についての調査・研究、教職員の研修等を行う。	支援のための体制整備
都道府県労働局総務部企画室	国	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること	（相談について）電話、面接
公共職業安定所	国	職業紹介、雇用保険関係業務及び雇用管理に関する業務 等	来所相談
児童相談所	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、調査、診断、判定、援助決定 ・在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託 等 ・一時保護 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、調査、診断、判定、援助決定 ・在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託 等 ・一時保護 等
精神保健福祉センター	都道府県 指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する知識の普及 ・精神保健福祉に関する調査研究 ・精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導 ・保健所、市町村その他の精神保健福祉関係機関に対し、技術指導・相談援助 	相談支援の実施
要保護児童対策地域協議会	市町村 等	市町村域において、要保護児童等を支援していくため、関係機関等が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。	要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議

支援業務の内容	人員体制・設置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・加害者である保護観察対象者に対するしよく罪指導 ・ストーカー事犯者、性犯罪者等に対して、事案に応じて、被害者への接近を禁止する等の特別遵守事項を設定。加害者である保護観察対象者に対する指導監督 ・加害者の保護観察中の処遇状況等の通知 ・保護観察中の加害者に対する犯罪被害者等の心情等の伝達 ・犯罪被害者等に対する相談・支援 	(設置状況) 全国50か所 (人員体制) ・被害者担当官 74人(平成28年4月現在) ・被害者担当保護司 102人(平成28年4月現在)
常設及び特設の人権相談所、専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」、「子どもの人権SOSミニレター」等を通じて、犯罪被害者等からの人権相談に応じているほか、犯罪被害者等から人権侵害の被害申告があった場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害の救済及び予防に努めている。	(人員体制) 法務局・地方法務局(50か所)及びその支局(262か所)に、人権擁護事務を取り扱う法務局職員を配置している。また、全国に約1万4,000人の人権擁護委員を配置している(平成28年4月現在)。 (設置状況) 法務局・地方法務局及びその支局に常設相談所を設置しているほか、随時、市町村役場、デパート、社会福祉施設等において特設相談所を開設し、これらの相談所で人権相談を受け付けている。また、法務局・地方法務局の本局に専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」を開設しているほか、インターネットによる人権相談の受付も行っている。
犯罪被害者等である児童生徒を含む心のケアを必要としている児童生徒等に対する相談業務等	全国1,704か所 都道府県・政令指定都市175 市町村1,529(平成26年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ・都道府県労働局長の助言・指導に関する事務 ・紛争調整委員会によるあっせんに関する事務 	(人員体制) 労働紛争調整官 約70人、 総合労働相談員等 約760人(平成25年度) (設置状況) ・都道府県労働局総務部企画室 47か所(都道府県各1か所) ・総合労働相談コーナー 都道府県労働局総務部企画室、労働基準監督署等約380か所に設置
様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた方に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、事業主に対しては、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施	(人員体制) 職員 1万917人(平成27年度) (設置状況) 544か所(平成27年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・相談、調査、診断、判定、援助決定 ・在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等 ・一時保護等 	(人員体制) 所長のほか児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等が中心的職種 (設置状況) 208か所(平成28年4月1日現在) ※一時保護所を併設する児童相談所は135か所
犯罪被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健福祉に関する相談支援を行っている。	(人員体制) 医師(精神科の診察に十分な経験を有するもの)、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士等の様々な職種を配置している。 (設置状況) 67都道府県・指定都市に69か所
要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議	(人員体制) 関係機関により構成 (設置状況) 要保護児童対策地域協議会の設置状況(平成28年2月1日現在) 全市区町村の99.4%で設置

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別
保健所	都道府県 政令指定都市 等	地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要な事項に係る企画・調整・指導及びこれらに必要な事業の実施	情報提供
医療施設	国 都道府県 市町村 医療法人 個人 等	医療の提供	診療、医療情報の提供等
管区海上保安本部等	国	海上保安業務	・管区海上保安本部 支援に関する指導、関係機関等との連絡調整等 ・海上保安部等 電話連絡、面接相談等

(2) 主に交通事故被害者に関するもの

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別
都道府県・政令指定都市 交通事故相談所	都道府県・政令指定都市	交通事故被害者の福祉の向上に関する相談業務	面接相談、電話相談、巡回相談
公益財団法人交通事故紛争処理センター	公益財団法人交通事故紛争処理センター	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故に関する弁護士による無償法律相談 交通事故に関する弁護士による和解の無償あっ旋 交通事故に関する紛争解決のための審査 交通事故による損害賠償に関する調査研究 	11か所（本部・7支部・3相談室）において、被害者から交通事故による損害賠償請求の申立てについて、弁護士の無料による法律相談・和解あっ旋業務を行い、和解あっ旋不調の場合には、審査員による審査会の裁定が行われ、被害者が裁定に同意したときは、相手方保険会社等は裁定を尊重することになっている。
公益財団法人日弁連交通事故相談センター	日本弁護士連合会	<ul style="list-style-type: none"> 自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談及び処理のあっ旋 自動車事故による損害賠償額算定の合理化に関する調査研究 自動車事故による民事損害賠償訴訟の適正迅速化に関する調査研究 自動車事故損害賠償に関する知識の普及及び広報 前各号の事業に関し、国会、裁判所及び行政機関等に対する建議陳情 その他、本法人の目的を達成するために必要な事業 	センターでは相談所での無料法律相談をはじめとする被害者からの相談に対応 国土交通省は、センターの自動車事故相談業務費及び示談あっ旋業務費について補助を行っている。

支援業務の内容	人員体制・設置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力 ・犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等の常備及び提供 	(設置状況) 全国486か所 (平成27年4月1日現在)
<p>患者に対し、病状に応じた適切な医療サービスを提供する。また、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するために、管理者が医療に関する一定の情報について都道府県に報告し、都道府県が集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供する。</p>	<p>(人員体制) 例 医師数 29万6,845人 (平成26年 医師・歯科医師・薬剤師調査) (設置状況) 医療施設数 17万7,546施設 (平成26年医療施設調査)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保 ・解剖遺体の搬送・修復費の公費負担 ・支援制度に関する情報提供 ・犯罪被害者支援主任者による支援活動 ・被害者連絡制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・管区海上保安本部 (人員体制) 管区海上保安本部に「警務管理官」を設置 (設置状況) 管区海上保安本部 11か所 ・海上保安部等 (人員体制) 各部署に犯罪被害者支援主任者を指定 (設置状況) 海上保安部等 132か所

支援業務の内容	人員体制・設置状況
<p>都道府県・政令指定都市が設置・運営する交通事故相談所において、交通事故に起因して生じた損害賠償問題、生活福祉問題、一身上の悩み等の解決のための無料相談</p>	<p>(人員体制) 都道府県・政令指定都市の交通事故相談員 231人 (平成26年度末現在) (設置状況) 都道府県・政令指定都市の交通事故相談所 161か所 (平成26年度末現在)</p>
<p>11か所 (本部・7支部・3相談室) において、弁護士による交通事故に関する法律相談、和解あっ旋業務を行い、8か所 (本部・7支部) において審査員による審査業務を行っている。</p>	<p>(人員体制) 審査員 (45名)、弁護士 (相談担当嘱託弁護士) (195名)、 (設置状況) 全国11か所</p>
<p>全国150か所以上の相談所で交通事故の民事紛争に関する法律相談を弁護士が無償で行い、42か所の相談所において弁護士が無償で示談あっ旋業務を行っている。</p>	<p>(人員体制) 全国の相談所において、7,000人余の弁護士が法律相談等を実施 (設置状況) 全国150か所以上に相談所を開設</p>

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別
一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構	<ul style="list-style-type: none"> 責任保険及び責任共済に関する紛争の調停 交通事故の被害者救済に関する知識の普及啓発 責任保険及び責任共済制度に関する調査研究 関係機関及び諸団体との連携 その他、本機構の目的を達成するために必要な事業 	<p>機構では自賠責保険・共済の保険金等の支払いについて、被害者や保険会社との間で生じた紛争を公正中立に適確に処理することにより、被害者救済の迅速、適正性を確保している。国土交通省は、機構の紛争処理業務費への補助を行っている。</p>
そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <主に国内損害保険会社>	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険に関する一般的な相談等対応 手続実施基本契約を締結する保険会社に対する苦情処理手続、紛争解決手続の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、面談、文書等(相談) 電話、面談、文書等(苦情) 文書、面談等(紛争)
一般社団法人保険オンブズマン <主に外資系・外国損害保険会社>	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険全般・保険仲立人に関する相談対応等 手続実施基本契約を締結する保険会社・保険仲立人に対する苦情処理手続、紛争解決手続の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、文書等(相談) 電話、文書等(苦情) 電話、面談等(紛争)

(3) 主に配偶者からの暴力被害者に関するもの

機関・団体名	設置主体	機関・団体の業務	支援形態の別
配偶者暴力相談支援センター	都道府県 市町村	都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、相談、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報提供などを行っている。また、市町村の配偶者暴力相談支援センターもある。	相談、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報提供など
婦人相談所	都道府県 指定都市	配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、心身の健康回復のため医学的・心理学的な指導、被害者及び同伴家族の一時保護及び自立支援、保護命令制度の利用についての援助 等	電話相談、面接相談、医学的・心理学的指導、保護
婦人保護施設	都道府県 社会福祉法人	配偶者からの暴力被害者等の保護を行う。	保護による支援
母子生活支援施設	都道府県 市 社会福祉法人 等	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が入所契約によって母子の保護を行う。

支援業務の内容	人員体制・設置状況
自賠責保険・共済の保険金又は共済金の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、適確な解決を目指して公正な調停を行う。	(人員体制) 事務局38人 弁護士、医師、学識経験者等の紛争処理委員による紛争処理 (設置状況) 東京、大阪に事務所を置き、それぞれで紛争処理業務を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 自動車保険・自賠責保険の請求等に関する電話、文書、来訪、出張による相談対応 交通事故の損害賠償問題など専門的な法律問題に関する無料弁護士相談の実施 自動車保険・自賠責保険に関する苦情処理手続の実施 自動車保険に関する紛争解決手続の実施 	(人員体制) ・事務局17名 ・相談員53名 ・紛争解決委員32名(平成27年4月1日現在) (設置状況) 全国10か所
<ul style="list-style-type: none"> 自動車保険・自賠責保険の請求等に関する電話、文書、メールによる相談対応 自動車保険・自賠責保険に関する苦情処理手続の実施 自動車保険に関する紛争解決手続の実施 	(人員体制) ・事務局2名 ・相談員2名 ・紛争解決委員19名(平成27年4月1日現在) (設置状況) 1か所(東京)

支援業務の内容	人員体制・設置状況
<ul style="list-style-type: none"> 相談又は相談機関の紹介 カウンセリング 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護(ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して実施する。) 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 	(設置状況) 全国に262か所設置されている(平成28年3月現在)。
配偶者からの暴力被害者等の電話・面接相談、医学的・心理学的指導、一時保護、自立支援	(人員体制) 所長、相談指導員、判定員、医師、事務員、一時保護所指導員 (設置状況) 全国49か所(平成27年4月1日現在)
都道府県婦人相談所をとおして入所した配偶者からの暴力被害者等に対し、生活支援、自立に向けた支援を行う。	(人員体制) 施設長、指導員、調理員、看護師、嘱託医等 (設置状況) 全国48か所(平成27年4月1日現在)
入所した母子の保護、生活支援、子育て支援、自立に向けての支援を行う。	(人員体制) 施設長、母子支援員、嘱託医、少年指導員、調理員等及び保育士(保育所に準ずる設備のある場合)を配置 (設置状況) 全国243か所(平成27年10月1日現在)

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

10-1. 政府の主たる犯罪被害者等施策担当窓口

警 察 庁	長官官房犯罪被害者等施策担当参事官（推進会議、犯罪被害者等基本計画関係） 長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室（警察が行う犯罪被害者支援関係）
内 閣 府	男女共同参画局総務課
総 務 省	大臣官房企画課
法 務 省	大臣官房秘書課政策評価企画室
文部科学省	大臣官房総務課
厚生労働省	政策統括官（社会保障担当）付社会保障政策担当参事官室
国土交通省	総合政策局政策課

10-2. 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局並びに条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況

平成28年4月1日現在

地方公共 団体名	施策担当窓口 部局名	総合的対 応窓口 部局名	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例・計画等の制 定・策定の有無		見舞金・貸付金 制度の有無	
			地域安 全・安 心(防犯)	交通安 全	消費生 活	人権	男女共 同参画	青少年 育成	その他	条例の 制定	計画等 の策定	見舞金	貸付金
北 海 道	環境生活部暮らし安全局 道民生活課	同左	○	○		○	○	○	○	○			
青 森 県	環境生活部県民生活文化 課	同左	○	○	○				○	○			
岩 手 県	環境生活部県民暮らしの 安全課	同左	○	○					○	○			
宮 城 県	環境生活部共同参画社会 推進課	同左	○				○	○	○	○			
秋 田 県	生活環境部県民生活課	同左	○	○	○				○	○			
山 形 県	環境エネルギー部危機管 理・暮らし安心局暮らし 安心課	同左	○	○	○				○	○		○	
福 島 県	生活環境部男女共生課	同左				○	○		○	○			
茨 城 県	生活環境部生活文化課安 全なまちづくり推進室	同左	○	○					○	○			
栃 木 県	県民生活部暮らし安全安 心課	同左	○	○	○				○	○			
群 馬 県	生活文化スポーツ部人権 男女・多文化共生課	同左				○	○		○	○			
埼 玉 県	県民生活部防犯・交通安 全課	同左	○	○					○	○			
千 葉 県	環境生活部暮らし安全推 進課	同左	○	○	○				○	○			
東 京 都	総務局人権部人権施策推 進課被害者支援連携担当	同左								○			
神奈川県	安全防災局安全防災部く らし安全交通課	同左	○	○					○	○		○	
新 潟 県	県民生活・環境部県民生 活課	同左	○	○					○	○			
富 山 県	知事政策局防災・危機管 理課	同左	○	○						○			
石 川 県	県民文化局県民生活課交 通防犯グループ	同左	○	○									
福 井 県	安全環境部県民安全課	同左	○	○	○			○		○			

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

地方公共 団体名	都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧									条例・計画等の制 定・策定の有無		見舞金・貸付金 制度の有無	
	施策担当窓口	総合的対 応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の 制定	計画等 の策定	見舞金	貸付金
	部局名	部局名	地域安 全・安 心(防犯)	交通安 全	消費生 活	人権	男女共 同参画	青少年 育成	その他				
山梨県	県民生活部県民生活・男女参画課県民生活安全担当	同左	○			○	○		○				
長野県	県民文化部人権・男女共同参画課	同左				○	○			○			
岐阜県	環境生活部環境生活政策課	県民生活相談センター	○	○	○				○	○	○		
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課	同左	○	○					○	○			
愛知県	県民生活部地域安全課	県民相談・情報センター及び県民相談室	○	○					○	○			
三重県	環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班	同左	○	○	○					○			
滋賀県	県民生活部県民活動生活課安全なまちづくり係	同左	○							○			
京都府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課	同左	○	○					○	○			
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課	同左	○							○			
兵庫県	企画県民部地域安全課	同左	○						○	○			
奈良県	くらし創造部人権施策課	同左				○			○	○			
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	同左	○	○	○				○	○			
鳥取県	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	同左	○	○	○				○	○			
島根県	環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室	同左	○		○				○	○			
岡山県	県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班	同左	○	○	○				○	○			
広島県	環境県民局県民活動課	同左	○	○				○	○	○			
山口県	環境生活部地域安心・安全推進室	同左	○	○					○	○			
徳島県	危機管理部県民くらし安全局生活安全課	同左	○	○	○				○	○			
香川県	危機管理総局くらし安全安心課	同左	○	○	○				○	○			
愛媛県	県民環境部県民生活局人権対策課	同左				○			○	○			
高知県	文化生活部県民生活・男女共同参画課	同左	○	○	○		○		○				
福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課	同左	○	○	○					○			
佐賀県	県民環境部くらしの安全安心課	同左	○	○	○				○	○			
長崎県	県民生活部交通・地域安全課	同左	○	○						○			
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	同左	○	○				○	○	○			
大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課(消費生活・男女共同参画プラザ)	同左	○		○		○		○	○			
宮崎県	総合政策部人権同和対策課	同左				○				○			
鹿児島県	総務部県民生活局生活・文化課くらし安全係	同左	○	○					○				

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧											条例・計画等の制定・策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金	
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他					
沖縄県	子ども生活福祉部消費・暮らし安全課	同左	○	○	○					○	○			
札幌市	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	同左				○	○			○	○			
仙台市	市民局生活安全安心部市民生活課	同左	○						○		○			
さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	同左	○	○					○		○			
千葉市	市民局市民自治推進部地域安全課	同左	○	○					○					
横浜市	市民局人権課	同左				○								
川崎市	市民文化局市民生活部地域安全推進課／人権・男女共同参画室	同左	○	○		○	○		○		○			
相模原市	市民局交通・地域安全課	同左	○	○					○					
新潟市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	同左	○	○					○	○				
静岡市	市民局生活安心安全課	同左	○	○	○				○	○	○			
浜松市	市民部市民生活課	市民生活課 くらしのセンター		○	○				○	○	○			
名古屋市	市民経済局地域振興部地域安全推進課地域安全推進係	同左	○	○					○					
京都市	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	同左	○	○					○	○		○		
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	同左				○								
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	同左	○							○				
神戸市	危機管理室／保健福祉局人権推進課	保健福祉局 総務部人権推進課	○	○		○			○	○		○		
岡山市	市民生活局生活安全課交通安全防犯室	同左	○	○						○				
広島市	市民局市民安全推進課	同左	○						○		○			
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター	同左							○	○				
福岡市	市民局生活安全部生活安全課	同左	○	○					○					
熊本市	市民局市民生活部市民安全課	同左	○	○			○		○					

(注) 総合的対応窓口とは、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う窓口をいう。

都道府県・政令指定都市における条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入状況の実施数と割合

地方公共団体(数)	条例の制定		計画等の策定		見舞金		貸付金	
	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)
都道府県(47)	27	57.4%	41	87.2%	1	2.1%	2	4.3%
政令指定都市(20)	9	45.0%	7	35.0%	2	10.0%	0	0.0%

10-3. 犯罪被害者等施策主管課・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置並びに条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況（市区町村）

平成28年4月1日現在

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	（%）	設置済み数	（%）	条例の制定数	（%）	計画等の策定数	（%）	見舞金		貸付金	
										導入済み数	（%）	導入済み数	（%）
北海道	178	178	100.0%	165	92.7%	174	97.8%	5	2.8%	2	1.1%	1	0.6%
青森	40	40	100.0%	36	90.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	33	33	100.0%	32	97.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
秋田	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	18	72.0%	0	0.0%
山形	35	35	100.0%	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島	59	59	100.0%	59	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
茨城	44	44	100.0%	44	100.0%	5	11.4%	0	0.0%	2	4.5%	1	2.3%
栃木	25	25	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	35	35	100.0%	35	100.0%	0	0.0%	13	37.1%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉	62	62	100.0%	56	90.3%	3	4.8%	1	1.6%	4	6.5%	0	0.0%
千葉	53	53	100.0%	53	100.0%	5	9.4%	0	0.0%	3	5.7%	0	0.0%
東京	62	62	100.0%	62	100.0%	4	6.5%	1	1.6%	0	0.0%	3	4.8%
神奈川	30	30	100.0%	30	100.0%	4	13.3%	0	0.0%	4	13.3%	0	0.0%
新潟	29	29	100.0%	29	100.0%	16	55.2%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%
富山	15	15	100.0%	15	100.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川	19	19	100.0%	19	100.0%	15	78.9%	0	0.0%	11	57.9%	0	0.0%
福井	17	17	100.0%	17	100.0%	2	11.8%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%
山梨	27	27	100.0%	22	81.5%	11	40.7%	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%
長野	77	77	100.0%	62	80.5%	0	0.0%	4	5.2%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜	42	42	100.0%	42	100.0%	2	4.8%	3	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
静岡	33	33	100.0%	29	87.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛知	53	53	100.0%	53	100.0%	5	9.4%	1	1.9%	1	1.9%	0	0.0%
三重	29	29	100.0%	29	100.0%	0	0.0%	8	27.6%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	19	19	100.0%	19	100.0%	16	84.2%	0	0.0%	16	84.2%	0	0.0%
京都	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	25	100.0%	1	4.0%
大阪	41	41	100.0%	41	100.0%	4	9.8%	1	2.4%	4	9.8%	0	0.0%
兵庫	40	40	100.0%	40	100.0%	16	40.0%	0	0.0%	14	35.0%	1	2.5%
奈良	39	39	100.0%	39	100.0%	1	2.6%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.6%
和歌山	30	30	100.0%	30	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鳥取	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%
広島	22	22	100.0%	22	100.0%	1	4.5%	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%
山口	19	19	100.0%	19	100.0%	1	5.3%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%
徳島	24	24	100.0%	24	100.0%	0	0.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	(%)	設置済み数	(%)	条例の制定数	(%)	計画等の策定数	(%)	見舞金		貸付金	
										導入済み数	(%)	導入済み数	(%)
香川	17	17	100.0%	17	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	20	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
高知	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福岡	58	58	100.0%	58	100.0%	1	1.7%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%
佐賀	20	20	100.0%	20	100.0%	3	15.0%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%
長崎	21	21	100.0%	21	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
熊本	44	44	100.0%	44	100.0%	3	6.8%	2	4.5%	1	2.3%	0	0.0%
大分	18	18	100.0%	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮崎	26	26	100.0%	21	80.8%	0	0.0%	3	11.5%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島	43	43	100.0%	43	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	41	41	100.0%	37	90.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全国	1,721	1,721	100.0%	1,664	96.7%	369	21.4%	76	4.4%	116	6.7%	8	0.5%

※ 市区町村数には、政令指定都市を含まない。

※ 区は東京都の23区をいう。

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

10-4. 地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例・計画等の制定・策定状況

条例の制定状況												
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
北海道												
○北海道札幌市	○	○	○	○	○							
北海道函館市				○	○							
北海道小樽市				○	○							
北海道旭川市	○											
北海道室蘭市					○							
北海道釧路市				○								
北海道帯広市	○			○								
北海道北見市			○						○			
北海道夕張市					○							
北海道岩見沢市	○	○	○	○	○		○	○				
北海道網走市		○		○								
北海道留萌市				○								
北海道苫小牧市	○	○	○	○	○							
北海道稚内市	○	○	○	○	○		○			○		
北海道美唄市	○	○	○	○	○							
北海道芦別市	○	○	○	○	○							
北海道江別市		○		○	○							
北海道赤平市				○								
北海道紋別市	○			○	○						○	
北海道士別市				○								
北海道名寄市					○		○					
北海道三笠市				○	○							
北海道根室市		○		○								
北海道千歳市				○	○							
北海道滝川市	○	○	○	○	○						○	
北海道砂川市		○		○								
北海道歌志内市		○										
北海道深川市	○		○	○	○		○					
北海道富良野市				○	○							
北海道登別市				○	○							
北海道恵庭市				○	○							
北海道伊達市					○							
北海道北広島市		○		○								
北海道石狩市		○	○	○								
北海道北斗市	○	○	○		○		○					
北海道当別町		○	○									
北海道新篠津村		○		○								
北海道松前町	○	○	○	○	○		○	○	○			
北海道福島町	○	○	○									
北海道知内町				○								
北海道木古内町				○								

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

平成28年4月1日現在

計画等の策定状況													
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等	
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成		民間支援団体に対する援助
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	北海道
	○	○	○	○							○		○北海道札幌市
													北海道函館市
													北海道小樽市
													北海道旭川市
													北海道室蘭市
													北海道釧路市
													北海道帯広市
													北海道北見市
													北海道夕張市
													北海道岩見沢市
													北海道網走市
													北海道留萌市
													北海道苫小牧市
													北海道稚内市
													北海道美唄市
													北海道芦別市
													北海道江別市
													北海道赤平市
													北海道紋別市
													北海道士別市
													北海道名寄市
													北海道三笠市
													北海道根室市
													北海道千歳市
													北海道滝川市
													北海道砂川市
													北海道歌志内市
													北海道深川市
													北海道富良野市
													北海道登別市
													北海道恵庭市
													北海道伊達市
													北海道北広島市
													北海道石狩市
													北海道北斗市
													北海道当別町
													北海道新篠津村
													北海道松前町
													北海道福島町
													北海道知内町
													北海道木古内町

基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況													
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
北海道七飯町		○		○									
北海道鹿部町				○									
北海道森町	○	○	○	○	○		○	○				○	
北海道八雲町	○	○	○		○		○	○				○	○
北海道長万部町				○									
北海道江差町		○		○									
北海道上ノ国町		○		○									
北海道厚沢部町	○	○	○										
北海道乙部町	○	○	○										
北海道奥尻町				○									
北海道今金町		○		○									
北海道せたな町	○	○	○	○	○		○	○					
北海道島牧村				○									
北海道寿都町	○	○	○										
北海道黒松内町		○											
北海道蘭越町	○	○	○	○	○								
北海道二セコ町	○	○	○	○	○						○		
北海道真狩村	○	○	○	○	○		○	○	○	○			
北海道留寿都村	○	○	○	○	○								○
北海道喜茂別町				○	○								
北海道京極町				○									
北海道倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
北海道共和町	○	○	○	○									
北海道岩内町	○	○		○									
北海道泊村	○	○	○	○	○			○	○				
北海道神恵内村		○											
北海道積丹町	○	○	○	○				○					
北海道古平町		○			○								
北海道仁木町				○	○								
北海道余市町	○	○	○	○	○								
北海道赤井川村				○	○		○						
北海道南幌町				○									
北海道奈井江町		○		○									
北海道上砂川町		○		○									
北海道由仁町				○									
北海道長沼町		○		○	○						○		
北海道栗山町				○									
北海道月形町				○	○								
北海道浦臼町				○									
北海道新十津川町				○	○						○		
北海道妹背牛町		○	○	○									
北海道秩父別町				○	○						○		
北海道雨竜町				○									

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												北海道七飯町
												北海道鹿部町
												北海道森町
												北海道八雲町
												北海道長万部町
												北海道江差町
												北海道上ノ国町
												北海道厚沢部町
												北海道乙部町
												北海道奥尻町
												北海道今金町
												北海道せたな町
												北海道島牧村
												北海道寿都町
												北海道黒松内町
												北海道蘭越町
												北海道二セコ町
												北海道真狩村
												北海道留寿都村
												北海道喜茂別町
												北海道京極町
												北海道倶知安町
												北海道共和町
												北海道岩内町
												北海道泊村
												北海道神恵内村
												北海道積丹町
												北海道古平町
												北海道仁木町
												北海道余市町
												北海道赤井川村
												北海道南幌町
												北海道奈井江町
												北海道上砂川町
												北海道由仁町
												北海道長沼町
												北海道栗山町
												北海道月形町
												北海道浦臼町
												北海道新十津川町
												北海道妹背牛町
												北海道秩父別町
												北海道雨竜町

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況												
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
北海道北竜町				○								
北海道沼田町		○		○								
北海道鷹栖町				○								
北海道東神楽町	○	○	○	○	○		○	○			○	
北海道当麻町				○	○						○	
北海道比布町		○	○	○								
北海道愛別町				○	○							
北海道上川町	○			○	○						○	
北海道東川町	○			○	○						○	
北海道美瑛町		○										
北海道上富良野町				○	○							
北海道中富良野町		○	○	○								
北海道南富良野町		○	○	○	○							○
北海道占冠村				○	○							
北海道和寒町		○	○	○	○							
北海道剣淵町		○	○								○	
北海道下川町				○								
北海道美深町	○	○		○								
北海道音威子府村				○							○	
北海道中川町	○	○	○	○	○	○	○	○				○
北海道幌加内町		○	○	○	○							○
北海道増毛町	○	○	○									
北海道小平町	○	○	○									
北海道苫前町		○	○	○	○						○	
北海道羽幌町	○	○	○	○				○				
北海道初山別村	○	○	○	○	○	○	○					
北海道遠別町		○	○	○								
北海道天塩町				○	○						○	
北海道猿払村	○	○	○	○								○
北海道浜頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○				○
北海道中頓別町	○	○	○	○	○	○						
北海道枝幸町				○	○							
北海道豊富町	○	○	○	○	○			○				○
北海道礼文町			○	○								
北海道利尻町		○	○	○	○						○	
北海道利尻富士町	○	○	○	○	○							
北海道幌延町			○	○	○							
北海道美幌町		○		○	○		○	○			○	
北海道津別町		○	○	○								
北海道斜里町		○		○								
北海道清里町		○		○								
北海道小清水町		○										
北海道訓子府町				○								

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												地方公共団体
												北海道北竜町
												北海道沼田町
												北海道鷹栖町
												北海道東神楽町
												北海道当麻町
												北海道比布町
												北海道愛別町
												北海道上川町
												北海道東川町
												北海道美瑛町
												北海道上富良野町
												北海道中富良野町
												北海道南富良野町
												北海道占冠村
												北海道和寒町
												北海道剣淵町
												北海道下川町
												北海道美深町
												北海道音威子府村
												北海道中川町
												北海道幌加内町
												北海道増毛町
												北海道小平町
												北海道苫前町
												北海道羽幌町
												北海道初山別村
												北海道遠別町
												北海道天塩町
												北海道猿払村
												北海道浜頓別町
												北海道中頓別町
												北海道枝幸町
												北海道豊富町
												北海道礼文町
												北海道利尻町
												北海道利尻富士町
○	○		○	○			○	○		○		北海道幌延町
												北海道美幌町
												北海道津別町
												北海道斜里町
												北海道清里町
												北海道小清水町
												北海道訓子府町

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況													
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
北海道置戸町				○									
北海道佐呂間町		○		○	○		○	○					
北海道遠軽町			○	○	○								
北海道湧別町				○									
北海道滝上町	○	○	○	○									
北海道興部町	○	○	○	○									
北海道西興部村		○		○									
北海道雄武町		○	○	○	○						○		
北海道大空町		○	○	○							○		
北海道豊浦町				○	○								
北海道白老町		○	○	○	○						○		
北海道厚真町		○	○		○		○	○		○			○
北海道洞爺湖町				○	○								
北海道壮瞥町				○	○								
北海道安平町		○	○	○	○								
北海道むかわ町	○	○	○	○	○	○							○
北海道日高町	○	○	○	○	○	○							○
北海道平取町				○									
北海道新冠町		○		○									
北海道浦河町	○	○	○	○									
北海道様似町	○	○	○	○	○	○		○					
北海道えりも町		○	○	○									
北海道新ひだか町		○	○	○									
北海道音更町													
北海道士幌町		○		○									
北海道上士幌町				○									
北海道鹿追町	○	○	○	○	○		○	○			○		
北海道新得町	○	○	○	○	○								
北海道清水町													
北海道芽室町				○									
北海道中札内村		○	○	○									
北海道更別村													
北海道大樹町		○											
北海道広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道幕別町				○									
北海道池田町				○									
北海道豊頃町				○									
北海道本別町	○	○	○	○	○		○	○					
北海道足寄町		○	○	○									
北海道陸別町													
北海道浦幌町		○											
北海道釧路町	○	○	○	○									
北海道厚岸町	○			○									

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												北海道置戸町
												北海道佐呂間町
												北海道遠軽町
												北海道湧別町
												北海道滝上町
												北海道興部町
												北海道西興部村
												北海道雄武町
												北海道大空町
												北海道豊浦町
												北海道白老町
												北海道厚真町
												北海道洞爺湖町
												北海道杜鰐町
												北海道安平町
												北海道むかわ町
												北海道日高町
												北海道平取町
												北海道新冠町
												北海道浦河町
												北海道様似町
												北海道えりも町
												北海道新ひだか町
○			○	○								北海道音更町
												北海道士幌町
												北海道上士幌町
												北海道鹿追町
												北海道新得町
				○				○		○		北海道清水町
												北海道芽室町
				○		○	○	○		○		北海道中札内村
												北海道更別村
												北海道大樹町
												北海道広尾町
												北海道幕別町
												北海道池田町
												北海道豊頃町
												北海道本別町
												北海道足寄町
			○	○		○	○	○		○		北海道陸別町
												北海道浦幌町
												北海道釧路町
												北海道厚岸町

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況												
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
北海道浜中町	○			○								
北海道標茶町		○		○								
北海道弟子屈町		○		○								
北海道鶴居村		○	○	○						○		
北海道白糠町				○								
北海道別海町	○	○	○	○								
北海道中標津町	○	○	○	○	○							
北海道標津町		○		○								
北海道羅臼町		○		○								
青森県												
岩手県	○	○	○	○	○					○		
宮城県	○	○	○	○	○			○		○	○	○
○宮城県仙台市												
宮城県大和町												
秋田県	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
秋田県鹿角市			○		○			○				○
秋田県大館市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県北秋田市		○	○	○	○	○		○		○		○
秋田県能代市			○		○			○				○
秋田県男鹿市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県湯上市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県秋田市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県由利本荘市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県にかほ市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県大仙市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県仙北市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県横手市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県湯沢市		○	○	○	○			○		○		○
秋田県小坂町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県藤里町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県八峰町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県三種町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県五城目町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県八郎潟町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県井川町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県美郷町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県羽後町		○	○	○	○			○		○		○
秋田県上小阿仁村		○	○	○	○			○		○		○
秋田県大潟村		○	○	○	○			○		○		○
秋田県東成瀬村		○	○	○	○			○		○		○
山形県	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○							○	
茨城県				○	○							

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況													
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									盛り込まれている施策等 地方公共団体
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
													北海道浜中町
													北海道標茶町
													北海道弟子屈町
													北海道鶴居村
													北海道白糠町
													北海道別海町
													北海道中標津町
													北海道標津町
													北海道羅臼町
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	青森県
○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宮城県
○			○	○	○		○			○		○	○宮城県仙台市 宮城県大和町
				○									
○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	秋田県
													秋田県鹿角市
													秋田県大館市
													秋田県北秋田市
													秋田県能代市
													秋田県男鹿市
													秋田県湯上市
○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	秋田県秋田市
													秋田県由利本荘市
													秋田県にかほ市
													秋田県大仙市
													秋田県仙北市
													秋田県横手市
													秋田県湯沢市
													秋田県小坂町
													秋田県藤里町
													秋田県八峰町
													秋田県三種町
													秋田県五城目町
													秋田県八郎潟町
													秋田県井川町
													秋田県美郷町
													秋田県羽後町
													秋田県上小阿仁村
													秋田県大潟村
													秋田県東成瀬村
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山形県
○			○	○	○		○			○			福島県
				○	○					○			茨城県

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況													
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
茨城県常陸大宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県潮来市						○							
茨城県取手市										○			
茨城県北茨城市										○			
茨城県結城市										○			
栃木県	○	○	○	○									
栃木県宇都宮市													
栃木県佐野市													
群馬県													
群馬県前橋市													
群馬県伊勢崎市													
群馬県太田市													
群馬県館林市													
群馬県渋川市													
群馬県藤岡市													
群馬県富岡市													
群馬県榛東村													
群馬県大泉町													
群馬県下仁田町													
群馬県玉村町													
群馬県千代田町													
群馬県邑楽町													
埼玉県				○	○								
○埼玉県さいたま市													
埼玉県加須市													
埼玉県蕨市						○							
埼玉県三芳町				○	○								
埼玉県嵐山町				○	○								
千葉県					○						○		
千葉県成田市						○							
千葉県四街道市					○								
千葉県富里市					○								
千葉県神崎町						○							
千葉県多古町						○							
東京都													
東京都杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都練馬区													
東京都日野市	○	○	○	○	○	○					○	○	
東京都国分寺市	○	○	○	○	○	○					○	○	
東京都多摩市	○	○	○	○	○	○					○	○	
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○神奈川県川崎市													
神奈川県横須賀市				○	○								

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況													
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等 地方公共団体	
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成		民間支援団体に対する援助
													茨城県常陸大宮市
													茨城県潮来市
													茨城県取手市
													茨城県北茨城市
													茨城県結城市
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	栃木県
			○	○						○		○	栃木県宇都宮市
	○		○	○		○	○	○					栃木県佐野市
○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	群馬県
			○							○			群馬県前橋市
			○							○			群馬県伊勢崎市
			○							○			群馬県太田市
			○							○			群馬県館林市
			○							○			群馬県渋川市
○	○	○	○							○			群馬県藤岡市
			○							○			群馬県富岡市
			○							○			群馬県榛東村
			○							○			群馬県大泉町
			○							○			群馬県下仁田町
○			○	○									群馬県玉村町
			○							○			群馬県千代田町
			○							○			群馬県邑楽町
			○	○						○			埼玉県
				○									○埼玉県さいたま市
				○									埼玉県加須市
													埼玉県蕨市
													埼玉県三芳町
													埼玉県嵐山町
			○							○	○	○	千葉県
													千葉県成田市
													千葉県四街道市
													千葉県富里市
													千葉県神崎町
													千葉県多古町
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東京都
													東京都杉並区
○			○	○	○					○			東京都練馬区
													東京都日野市
													東京都国分寺市
													東京都多摩市
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神奈川県
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○神奈川県川崎市
													神奈川県横須賀市

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況												
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
神奈川県座間市						○						
神奈川県寒川町	○			○		○						
神奈川県茅ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○
新潟県	○	○		○								○
○新潟県新潟市	○	○		○	○							○
新潟県三条市	○	○	○	○								
新潟県柏崎市	○	○	○	○	○							
新潟県小千谷市	○	○		○								
新潟県十日町市	○	○		○	○							
新潟県妙高市	○	○	○	○								
新潟県上越市	○	○		○	○							
新潟県佐渡市	○	○		○	○							
新潟県魚沼市	○	○	○	○	○		○					
新潟県南魚沼市	○	○	○	○	○					○		
新潟県胎内市	○	○	○	○	○							
新潟県阿賀町	○	○		○								
新潟県出雲崎町	○	○		○	○							
新潟県湯沢町	○	○		○	○		○					
新潟県津南町	○	○	○	○	○		○					
新潟県刈羽村	○	○	○	○								
新潟県関川村	○	○	○	○	○							
富山県												
富山県富山市	○			○								
石川県												
石川県七尾市		○	○	○	○							
石川県加賀市	○	○	○	○	○					○		
石川県羽咋市				○	○							
石川県かほく市				○	○					○		
石川県白山市				○	○							
石川県能美市				○	○				○	○		
石川県野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県川北町		○		○	○							
石川県中能登町				○	○					○		
石川県穴水町				○	○					○		
石川県能登町	○	○	○	○	○	○		○				
石川県内灘町		○		○	○					○		
石川県津幡町			○									
石川県志賀町	○	○	○	○	○							
石川県宝達志水町		○			○							
福井県												
福井県福井市				○	○							
福井県越前市	○	○	○		○	○		○	○	○		○
山梨県	○	○	○	○	○							

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												地方公共団体
												神奈川県座間市
												神奈川県寒川町
												神奈川県茅ヶ崎市
			○	○	○					○		新潟県
												○新潟県新潟市
												新潟県三条市
○	○	○	○	○				○		○		新潟県柏崎市
												新潟県小千谷市
												新潟県十日町市
○	○		○	○								新潟県妙高市
			○	○								新潟県上越市
												新潟県佐渡市
												新潟県魚沼市
												新潟県南魚沼市
												新潟県胎内市
												新潟県阿賀町
												新潟県出雲崎町
												新潟県湯沢町
												新潟県津南町
												新潟県刈羽村
												新潟県関川村
○			○	○						○		富山県
												富山県富山市
												石川県
												石川県七尾市
												石川県加賀市
												石川県羽咋市
												石川県かほく市
												石川県白山市
												石川県能美市
												石川県野々市市
												石川県川北町
												石川県中能登町
												石川県穴水町
												石川県能登町
												石川県内灘町
												石川県津幡町
												石川県志賀町
												石川県宝達志水町
				○						○	○	福井県
												福井県福井市
												福井県越前市
												山梨県

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況												
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
山梨県山梨市	○				○							
山梨県韮崎市	○					○						
山梨県南アルプス市	○				○							
山梨県北杜市	○											
山梨県上野原市	○			○	○							
山梨県中央市	○			○	○							
山梨県市川三郷町	○		○		○							
山梨県富士川町	○			○	○							
山梨県昭和町	○			○	○							
山梨県小菅村	○				○							
山梨県丹波山村	○				○							
長野県												
長野県須坂市												
長野県高山村												
長野県佐久市												
長野県東御市												
岐阜県	○	○	○	○								
岐阜県大垣市		○	○	○	○							
岐阜県関ヶ原町			○	○								○
岐阜県瑞浪市												
岐阜県高山市												
静岡県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
○静岡県静岡市	○	○	○	○	○							
○静岡県浜松市				○	○							
愛知県	○	○	○	○	○							
愛知県犬山市	○			○	○							
愛知県刈谷市	○			○	○							
愛知県清須市	○	○	○	○	○							
愛知県幸田町												
愛知県西尾市	○			○	○							
愛知県大口町	○	○		○	○							
三重県												
三重県津市												
三重県伊勢市												
三重県松阪市												
三重県桑名市												
三重県鈴鹿市												
三重県志摩市												
三重県紀北町												
三重県四日市市												
滋賀県												
滋賀県大津市				○	○							
滋賀県彦根市				○	○							

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												地方公共団体
○												山梨県山梨市 山梨県韮崎市 山梨県南アルプス市 山梨県北杜市 山梨県上野原市 山梨県中央市 山梨県市川三郷町 山梨県富士川町 山梨県昭和町 山梨県小菅村 山梨県丹波山村
○			○	○	○	○	○	○	○	○		長野県
○			○	○						○		長野県須坂市 長野県高山村 長野県佐久市 長野県東御市
○	○	○	○									
			○	○	○	○	○	○	○	○		岐阜県
			○	○							○	岐阜県大垣市 岐阜県関ヶ原町 岐阜県瑞浪市 岐阜県高山市
○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	静岡県
○	○	○	○	○						○		○静岡県静岡市 ○静岡県浜松市
			○	○						○		愛知県
												愛知県犬山市 愛知県刈谷市 愛知県清須市 愛知県幸田町 愛知県西尾市 愛知県大口町
○	○		○	○						○		三重県
○												三重県津市 三重県伊勢市 三重県松阪市 三重県桑名市 三重県鈴鹿市 三重県志摩市 三重県紀北町 三重県四日市市
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	滋賀県
												滋賀県大津市 滋賀県彦根市

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況													
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
滋賀県長浜市				○		○							
滋賀県近江八幡市				○		○							
滋賀県草津市				○		○							
滋賀県守山市				○		○							
滋賀県栗東市				○		○							
滋賀県甲賀市	○	○		○		○	○						
滋賀県野洲市				○		○							
滋賀県湖南市				○		○							
滋賀県東近江市				○		○							
滋賀県米原市				○	○	○							
滋賀県日野町				○		○							
滋賀県竜王町				○		○							
滋賀県愛荘町				○		○							
滋賀県甲良町				○		○							
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○京都府京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府福知山市	○	○	○	○	○	○			○	○			○
京都府舞鶴市		○	○	○	○	○			○	○			
京都府綾部市		○	○	○	○	○			○	○			
京都府宇治市	○	○	○	○	○	○			○	○			
京都府宮津市	○	○	○	○	○	○			○	○			
京都府亀岡市	○	○	○	○	○	○			○				
京都府城陽市	○	○	○	○	○	○				○	○		
京都府向日市	○	○	○	○	○	○				○			
京都府長岡京市	○	○	○	○	○	○				○			
京都府八幡市	○	○	○	○	○	○				○			
京都府京田辺市	○	○	○	○	○	○			○	○			
京都府京丹後市	○	○	○	○	○	○			○	○			
京都府南丹市	○	○	○	○	○	○			○				
京都府木津川市	○	○	○	○	○	○					○		
京都府大山崎町	○	○	○	○	○	○					○		
京都府久御山町	○	○	○	○	○	○	○				○		
京都府井手町	○	○	○	○	○	○					○		
京都府宇治田原町	○	○	○	○	○	○					○		
京都府笠置町	○	○	○	○	○	○					○		
京都府和束町	○	○	○	○	○	○					○		
京都府精華町	○	○	○	○	○	○			○		○		
京都府南山城村	○	○	○	○	○	○					○		
京都府京丹波町	○	○	○	○	○	○			○		○		
京都府伊根町	○	○	○	○	○	○					○		
京都府与謝野町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
大阪府													

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												地方公共団体
												滋賀県長浜市
												滋賀県近江八幡市
												滋賀県草津市
												滋賀県守山市
												滋賀県栗東市
												滋賀県甲賀市
												滋賀県野洲市
												滋賀県湖南市
												滋賀県東近江市
												滋賀県米原市
												滋賀県日野町
												滋賀県竜王町
												滋賀県愛荘町
												滋賀県甲良町
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	京都府
												○京都府京都市
												京都府福知山市
												京都府舞鶴市
												京都府綾部市
												京都府宇治市
												京都府宮津市
												京都府亀岡市
												京都府城陽市
												京都府向日市
												京都府長岡京市
												京都府八幡市
												京都府京田辺市
												京都府京丹後市
												京都府南丹市
			○	○						○		京都府木津川市
												京都府大山崎町
												京都府久御山町
												京都府井手町
												京都府宇治田原町
												京都府笠置町
												京都府和束町
												京都府精華町
												京都府南山城村
												京都府京丹波町
												京都府伊根町
												京都府与謝野町
○			○	○	○			○	○	○	○	大阪府

基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況													
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
○大阪府堺市	○	○	○	○	○					○	○	○	○
大阪府池田市						○							
大阪府高槻市						○							
大阪府泉佐野市													
大阪府松原市						○							
大阪府摂津市	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
兵庫県		○	○	○	○	○							
○兵庫県神戸市	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○
兵庫県宝塚市				○		○						○	
兵庫県明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県尼崎市	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
兵庫県相生市				○		○						○	
兵庫県たつの市				○		○						○	
兵庫県姫路市	○	○	○	○	○	○			○				○
兵庫県赤穂市				○		○						○	
兵庫県宍粟市						○							
兵庫県太子町				○		○						○	
兵庫県佐用町				○		○							
兵庫県篠山市	○	○	○		○			○	○	○			
兵庫県丹波市				○		○						○	
兵庫県淡路市									○	○			
兵庫県三木市	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
兵庫県西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県大和郡山市	○	○	○	○	○	○				○			○
和歌山県		○	○	○	○								
鳥取県		○	○	○	○								
島根県		○	○	○	○								
島根県奥出雲町													
岡山県		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
○岡山県岡山市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県倉敷市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県津山市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県玉野市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県笠岡市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県井原市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県総社市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県高梁市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県新見市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県備前市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県瀬戸内市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○
岡山県赤磐市	○	○	○	○	○	○		○		○	○		○

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							盛り込まれている施策等	
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進		調査研究・人材の育成
												地方公共団体
												○大阪府堺市
												大阪府池田市
												大阪府高槻市
			○	○								大阪府泉佐野市
												大阪府松原市
												大阪府摂津市
				○					○	○		兵庫県
												○兵庫県神戸市
												兵庫県宝塚市
												兵庫県明石市
												兵庫県尼崎市
												兵庫県相生市
												兵庫県たつの市
												兵庫県姫路市
												兵庫県赤穂市
												兵庫県宍粟市
												兵庫県太子町
												兵庫県佐用町
												兵庫県篠山市
												兵庫県丹波市
												兵庫県淡路市
												兵庫県三木市
												兵庫県西宮市
												兵庫県芦屋市
			○									奈良県
												奈良県大和郡山市
												和歌山県
			○	○	○				○	○	○	鳥取県
			○	○	○				○	○	○	島根県
			○	○					○			島根県奥出雲町
○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	岡山県
												○岡山県岡山市
												岡山県倉敷市
												岡山県津山市
												岡山県玉野市
												岡山県笠岡市
												岡山県井原市
												岡山県総社市
												岡山県高梁市
												岡山県新見市
												岡山県備前市
												岡山県瀬戸内市
												岡山県赤磐市

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況													
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
岡山県真庭市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県美作市		○	○	○	○		○		○	○	○		○
岡山県浅口市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
岡山県早島町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県里庄町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県矢掛町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
岡山県新庄村	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県鏡野町	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○
岡山県勝央町	○	○	○	○	○		○	○	○				
岡山県奈義町	○	○	○	○	○		○	○	○				
岡山県西粟倉村	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県久米南町	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○
岡山県美咲町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
岡山県吉備中央町	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
広島県	○	○	○										
○広島県広島市													
広島県呉市	○	○	○		○	○			○		○		○
山口県													
山口県防府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
徳島県													
徳島県阿南市													
徳島県阿波市													
徳島県松茂町													
徳島県吉野川市													
香川県	○	○	○	○	○			○			○		
愛媛県	○	○	○	○									○
愛媛県松山市													
愛媛県今治市													
愛媛県宇和島市													
愛媛県八幡浜市													
愛媛県新居浜市													
愛媛県西条市													
愛媛県大洲市													
愛媛県伊予市													
愛媛県四国中央市													
愛媛県西予市													
愛媛県東温市													
愛媛県上島町													
愛媛県久万高原町													
愛媛県松前町													
愛媛県砥部町													
愛媛県内子町													

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												岡山県真庭市
												岡山県美作市
												岡山県浅口市
												岡山県和気町
												岡山県早島町
												岡山県里庄町
												岡山県矢掛町
												岡山県新庄村
												岡山県鏡野町
												岡山県勝央町
												岡山県奈義町
												岡山県西粟倉村
												岡山県久米南町
												岡山県美咲町
												岡山県吉備中央町
○			○	○					○		○	広島県
				○				○	○		○	○広島県広島市
												広島県呉市
				○	○				○	○		山口県
												山口県防府市
○	○		○	○					○	○	○	徳島県
○	○		○	○					○			徳島県阿南市
○	○		○	○					○			徳島県阿波市
○			○									徳島県松茂町
○									○			徳島県吉野川市
												香川県
○	○		○						○		○	愛媛県
			○	○			○	○	○			愛媛県松山市
	○		○	○			○					愛媛県今治市
			○	○					○			愛媛県宇和島市
			○	○	○		○		○			愛媛県八幡浜市
○	○	○	○	○		○	○	○	○			愛媛県新居浜市
			○	○			○	○	○			愛媛県西条市
○	○		○	○	○		○	○	○			愛媛県大洲市
○	○		○	○		○	○	○	○		○	愛媛県伊予市
○	○		○	○		○	○	○	○			愛媛県四国中央市
○	○		○	○			○	○	○	○		愛媛県西予市
○	○		○	○			○		○			愛媛県東温市
			○	○								愛媛県上島町
○	○		○	○			○		○			愛媛県久万高原町
○	○		○	○	○		○		○			愛媛県松前町
○	○		○	○		○	○		○			愛媛県砥部町
○	○		○	○		○	○		○			愛媛県内子町

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

条例の制定状況												
盛り込まれている施策等 地方公共団体	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策							
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
愛媛県伊方町												
愛媛県松野町												
愛媛県鬼北町												
愛媛県愛南町												
高知県												
福岡県												
○福岡県北九州市	○	○		○	○							
福岡県宗像市	○			○	○							
佐賀県											○	○
佐賀県嬉野市	○	○	○		○	○			○		○	
佐賀県上峰町		○	○	○								
長崎県												
熊本県												
熊本県長洲町	○			○								
熊本県小国町												
熊本県南阿蘇村	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
熊本県甲佐町	○	○	○	○								
熊本県氷川町												
大分県												
宮崎県												
宮崎県延岡市												
宮崎県日向市												
宮崎県えびの市												
鹿児島県												
沖縄県	○	○		○								○

※ ○の地方公共団体は、政令指定都市を示す。

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

計画等の策定状況												
基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策								盛り込まれている施策等
				相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	
												地方公共団体
				○					○			愛媛県伊方町
				○						○		愛媛県松野町
				○					○	○		愛媛県鬼北町
				○		○	○	○		○		愛媛県愛南町
												高知県
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	福岡県
												○福岡県北九州市
												福岡県宗像市
○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	佐賀県
												佐賀県嬉野市
												佐賀県上峰町
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	長崎県
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	熊本県
												熊本県長洲町
				○								熊本県小国町
												熊本県南阿蘇村
												熊本県甲佐町
			○	○	○		○	○		○	○	熊本県氷川町
○				○	○	○	○	○	○	○	○	大分県
			○	○						○		宮崎県
			○	○						○		宮崎県延岡市
				○						○		宮崎県日向市
				○						○		宮崎県えびの市
												鹿児島県
○				○			○			○		沖縄県

10-5. 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	
(都道府県・政令指定都市)			
山形県	平成20年4月1日		
神奈川県	平成21年4月1日		
岐阜県	平成20年4月1日	犯罪被害により親等を亡くした遺児（義務教育終了までの者及び高等学校在学中で満20歳未満の者）に、年1回（5月5日基準日）激励金を支給 （1）小学生以下 1万5千円 （2）中学生 2万円 （3）高校生等 2万5千円	
○京都府京都市	平成23年4月1日	30万円※生活資金の給付（犯罪等により生活困窮となった者に対し、一律30万円を支給する。その他資力要件あり。）	
○兵庫県神戸市	平成25年4月1日	30万円（資力要件・自責要件等あり）	
(市町村)			
北海道北斗市	平成22年4月1日	30万円	
北海道広尾町	平成21年4月1日	30万円	
秋田県能代市	平成19年4月1日	30万円	
秋田県横手市	平成18年4月1日	30万円	
秋田県大館市	平成18年10月1日	30万円	
秋田県男鹿市	平成20年4月1日	30万円	
秋田県潟上市	平成18年4月1日	30万円	
秋田県にかほ市	平成19年4月1日	30万円	
秋田県井川町	平成18年6月21日	30万円	
秋田県鹿角市	平成23年4月1日	30万円	
秋田県湯沢市	平成28年4月1日	30万円	
秋田県由利本荘市	平成28年4月1日	30万円	
秋田県大仙市	平成28年4月1日	30万円	
秋田県北秋田市	平成27年10月1日	30万円	
秋田県小坂町	平成28年4月1日	30万円	
秋田県五城目町	平成28年4月1日	30万円	
秋田県大潟村	平成28年4月1日	30万円	
秋田県美郷町	平成28年4月1日	30万円	
秋田県羽後町	平成28年4月1日	30万円	
秋田県東成瀬村	平成28年4月1日	30万円	
茨城県常陸大宮市	平成22年3月25日	30万円（第1順位遺族）	
茨城県潮来市	平成26年1月1日	30万円	
埼玉県蕨市	昭和43年4月1日	10万円	
埼玉県新座市	平成24年6月22日	見舞金の額は、犯罪被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める。	

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

平成28年4月1日現在

		貸付金の額等	
傷害		死亡	傷害
		30万円	30万円
		国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円(上限)を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を負ったものに対し、30万円(上限)を貸し付ける。	
	30万円※生活資金の給付(犯罪等により生活困窮となった者に対し、一律30万円を支給する。全治1か月以上の加療及び3日以上入院。その他資力要件あり。)		
	全治1か月以上10万円(資力要件・自責要件等あり)		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円	1人20万円以内貸付期間1年以内	
	全治1か月以上10万円		
	(1)入院期間3か月以上10万円 (2)入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3)前号に掲げる場合以外の場合2万円		
	全治1か月以上10万円		
	(1)入院期間3か月以上10万円 (2)入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3)前号に掲げる場合以外の場合2万円		
	全治1か月以上10万円		20万円以内償還2年以内無利子
	20万円		
	重傷者5万円		

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	
埼玉県三芳町	平成13年4月1日	30万円	
埼玉県嵐山町	平成12年4月1日	30万円	
千葉県成田市	平成18年3月27日	30万円	
千葉県神崎町	平成15年4月1日	30万円	
千葉県多古町	平成14年1月1日	30万円	
東京都杉並区	平成18年4月1日		
東京都国分寺市	平成25年2月1日		
東京都多摩市	平成21年4月1日		
神奈川県秦野市	平成元年6月23日	10万円	
神奈川県座間市	平成16年4月1日	(1) 20歳未満の者20万円 (2) 20歳以上の者30万円	
神奈川県寒川町	平成15年4月1日	50万円	
神奈川県茅ヶ崎市	平成27年11月25日	50万円	
福井県越前市	平成24年4月1日	30万円	
石川県金沢市	平成24年4月1日	30万円	
石川県中能登町	平成24年4月1日	30万円	
石川県能登町	平成24年4月1日	30万円	
石川県羽咋市	平成26年1月1日	30万円	
石川県かほく市	平成25年4月1日	30万円	
石川県野々市市	平成25年4月1日	30万円	
石川県津幡町	平成26年4月1日	30万円	
石川県内灘町	平成26年4月1日	30万円	
石川県志賀町	平成26年4月1日	30万円	
石川県宝達志水町	平成26年4月1日	30万円	
石川県小松市	平成27年4月1日	30万円	
愛知県犬山市	昭和44年3月29日	15万円 (即死及び災害発生後当該災害原因による7日以内の死亡者)	
山梨県韮崎市	平成21年3月23日	50万円	
滋賀県大津市	平成15年4月1日	30万円	
滋賀県彦根市	平成12年9月29日	30万円	
滋賀県長浜市	平成18年2月13日	30万円	

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

		貸付金の額等	
傷害		死亡	傷害
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円			
(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円			
		<ul style="list-style-type: none"> ・貸付額30万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還 10万円以内は10か月以内 10万円を超え20万円以内は20か月以内 20万円を超え30万円以内は30か月以内 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への融資あっせん制度 ・貸付額50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据え置き後償還36か月以内 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・貸付額10万円以内 ・無利子 ・6か月据え置き後償還15か月以内 	
全治1か月以上10万円			
加療1か月以上の被害10万円 1か月以上の加療を要さない性犯罪被害5万円			
全治1か月以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
全治1か月以上10万円			
全治1か月以上かつ入院3日以上10万円			
5万円（医師の診断により入院30日以上の治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者）（H20. 4. 1より3万円から5万円に改正）			
全治1か月以上10万円			

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	
滋賀県近江八幡市	平成22年3月21日	30万円	
滋賀県草津市	平成14年3月25日	30万円	
滋賀県守山市	平成13年12月25日	30万円	
滋賀県栗東市	平成13年10月1日	30万円	
滋賀県甲賀市	平成17年1月1日	30万円	
滋賀県野洲市	平成16年10月1日	30万円	
滋賀県湖南市	平成16年10月1日	30万円	
滋賀県東近江市	平成17年2月11日	30万円	
滋賀県米原市	平成18年4月1日	30万円	
滋賀県日野町	平成15年4月1日	30万円	
滋賀県竜王町	平成12年4月1日	30万円	
滋賀県愛荘町	平成18年2月13日	30万円	
滋賀県甲良町	平成27年4月1日	30万円	
京都府福知山市	平成24年4月1日	30万円	
京都府舞鶴市	平成23年6月28日	30万円	
京都府綾部市	平成24年4月1日	30万円	
京都府宇治市	平成22年4月1日	30万円	
京都府宮津市	平成23年4月1日	30万円	
京都府亀岡市	平成24年4月1日	30万円	
京都府城陽市	平成22年10月1日	30万円	
京都府向日市	平成25年4月1日	30万円	
京都府長岡京市	平成23年1月1日	30万円	
京都府八幡市	平成24年7月12日	30万円	
京都府京田辺市	平成23年9月26日	30万円	
京都府京丹後市	平成24年4月1日	30万円	
京都府南丹市	平成26年4月1日	30万円	
京都府木津川市	平成24年4月1日	30万円	
京都府大山崎町	平成24年10月1日	30万円	
京都府久御山町	平成21年5月1日	30万円	
京都府井手町	平成23年7月1日	30万円	
京都府宇治田原町	平成23年6月20日	30万円	
京都府笠置町	平成26年4月1日	30万円	
京都府和束町	平成26年4月1日	30万円	
京都府精華町	平成25年9月1日	30万円	
京都府南山城村	平成25年10月1日	30万円	
京都府京丹波町	平成26年1月3日	30万円	
京都府伊根町	平成23年4月1日	30万円	
京都府与謝野町	平成23年1月1日	30万円	
大阪府池田市	平成11年4月1日	20万円	
大阪府高槻市	昭和56年4月1日	10万円	
大阪府松原市	昭和45年4月1日	5万円	
大阪府摂津市	平成20年7月1日	30万円	
兵庫県宝塚市	平成17年4月1日	30万円	
兵庫県丹波市	平成20年10月1日	30万円	
兵庫県宍粟市	平成17年4月1日	10万円	
兵庫県たつの市	平成17年10月1日	30万円	
兵庫県相生市	平成17年6月27日	30万円	
兵庫県明石市	平成23年4月1日	30万円	
兵庫県姫路市	平成23年4月1日	30万円	
兵庫県赤穂市	平成18年4月1日	30万円	
兵庫県太子町	平成21年4月1日	30万円	
兵庫県佐用町	平成22年4月1日	30万円	
兵庫県三木市	平成25年4月1日	30万円	

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	
兵庫県尼崎市	平成27年7月1日	30万円	
兵庫県西宮市	平成28年4月1日	30万円	
兵庫県芦屋市	平成28年4月1日	30万円	
奈良県大和郡山市	平成28年4月1日	30万円	
岡山県総社市	平成23年4月1日	30万円	
岡山県備前市	平成23年10月1日	30万円	
岡山県瀬戸内市	平成24年1月1日	30万円	
岡山県和气町	平成23年10月1日	30万円	
広島県呉市	平成28年4月1日	30万円	
山口県防府市	平成25年4月1日	30万円	
福岡県宗像市	平成16年4月1日	30万円	
佐賀県嬉野市	平成28年4月1日	30万円	
熊本県長洲町	平成21年4月1日	15万円	

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

	傷害	貸付金の額等	
		死亡	傷害
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円	50万円以内	50万円以内
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	(1) 全治2週間以上1か月未満5万円 (2) 全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	全治1か月以上10万円		
	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上10万円		
	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円		
	全治1か月以上5万円		

10-6. 地方公共団体における公共住宅の入居に際して配慮を行う制度の状況

平成28年4月1日現在

地方公共団体名	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
北海道	平成21年4月			○	
○北海道札幌市	平成27年4月	○			
北海道北見市	平成22年4月			○	
北海道稚内市	平成17年8月	○			
北海道北斗市	平成22年4月		○		
北海道松前町	平成21年3月				○
北海道蘭越町	平成21年11月				○
北海道二セコ町	平成23年4月				○
北海道真狩村	平成21年12月				○
北海道美瑛町	平成18年12月	○			
北海道音更町	平成19年3月			○	
北海道鹿追町	平成18年4月	○			
北海道新得町	平成18年4月	○			
北海道清水町	平成18年3月	○			
北海道更別村	平成21年4月				○
北海道広尾町	平成21年4月				○
北海道幕別町	平成19年7月			○	
北海道本別町	平成20年12月				○
北海道足寄町	平成20年11月	○			
北海道陸別町	平成21年1月				○
北海道京極町	平成24年4月			○	
北海道津別町	不明	○			
青森県	平成26年6月			○	
岩手県	平成18年7月		○	○	○
岩手県陸前高田市	不明	○			
岩手県久慈市	平成19年4月	○			
岩手県二戸市	平成18年1月	○			
岩手県八幡平市	平成20年7月	○			
岩手県矢巾町	平成18年9月	○			
岩手県西和賀町	平成18年12月	○			
岩手県岩手町	平成21年4月	○			
宮城県	平成18年2月		○	○	○
宮城県塩竈市	平成25年12月				○
宮城県大崎市	平成23年			○	
宮城県大和町	不明		○		
秋田県	平成19年4月		○	○	
秋田県大館市	平成18年4月			○	
秋田県北秋田市	平成18年4月	○	○		○
秋田県能代市	平成19年4月			○	
秋田県由利本荘市	平成18年4月				○
秋田県鹿角市	平成23年3月				○
秋田県潟上市	平成18年4月				○
秋田県男鹿市	平成19年4月				○
秋田県にかほ市	平成23年4月			○	
秋田県大仙市	平成18年4月				○
秋田県仙北市	平成17年9月				○
秋田県湯沢市	平成20年4月			○	
秋田県八郎潟町	平成18年4月		○		○
秋田県小坂町	平成19年1月				○
秋田県井川町	平成20年4月				○
秋田県美郷町	平成26年3月				○
秋田県羽後町	平成18年5月				○

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

地方公共団体名	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
秋田県大潟村	平成22年9月				○
秋田県上小阿仁村	平成18年4月				○
秋田県秋田市	平成28年4月			○	
秋田県横手市	平成18年4月				○
秋田県藤里町	平成18年6月				○
秋田県三種町	平成26年4月				○
秋田県八峰町	平成26年4月				○
秋田県五城目町	平成18年6月				○
秋田県東成瀬村	平成14年4月				○
山形県	平成18年2月			○	
山形県山形市	平成18年4月			○	
山形県長井市	不明				○
福島県	平成18年7月			○	
福島県鏡石町	平成13年10月			○	
福島県中島村	平成25年4月	○			
福島県伊達市	平成25年4月	○		○	
茨城県	平成20年9月	○		○	
茨城県結城市	不明	○			
茨城県北茨城市	平成16年12月	○			
茨城県取手市	不明	○			
茨城県常陸大宮市	平成22年3月	○			
栃木県	平成18年4月			○	○
栃木県那須塩原市	平成18年2月				○
栃木県真岡市	平成18年4月	○	○	○	
栃木県壬生町	平成25年4月			○	
群馬県	平成18年3月			○	
埼玉県	平成19年10月			○	○
埼玉県鶴ヶ島市	平成16年3月		○		
埼玉県川口市	平成18年2月				○
埼玉県志木市	平成18年4月			○	
埼玉県草加市	平成24年4月		○		
埼玉県深谷市	平成25年1月				○
埼玉県飯能市	平成26年4月		○		
千葉県	-				
千葉県山武市	平成18年3月				○
東京都	平成19年5月			○	
東京都杉並区	平成21年4月	○	○	○	
神奈川県	平成19年6月	○			
神奈川県横須賀市	平成25年4月	○			○
神奈川県茅ヶ崎市	平成27年11月				○
新潟県	平成18年4月				○
○新潟県新潟市	平成18年			○	
新潟県三条市	平成17年5月	○			
新潟県柏崎市	平成9年8月				○
新潟県小千谷市	平成9年12月				○
新潟県十日町市	平成24年4月	○			
新潟県見附市	平成9年12月			○	
新潟県燕市	平成25年4月				○
新潟県五泉市	平成18年1月			○	
新潟県阿賀野市	平成16年4月			○	
新潟県魚沼市	平成16年11月	○			
新潟県南魚沼市	平成16年1月				○
新潟県村上市	平成20年4月				○
新潟県出雲崎町	平成9年12月				○

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
新潟県湯沢町	平成9年12月				○
新潟県糸魚川市	平成17年3月				○
新潟県妙高市	平成24年4月				○
新潟県弥彦村	平成25年4月	○			
新潟県津南町	平成9年9月		○		
富山県	平成18年2月				○
富山県小矢部市	平成18年2月		○		
石川県	平成25年4月		○	○	○
石川県七尾市	平成16年10月	○			
石川県羽咋市	平成25年4月		○		
石川県穴水町	平成24年4月		○		
石川県宝達志水町	平成25年4月		○		
石川県小松市	平成25年4月		○		
石川県輪島市	平成19年2月			○	
石川県珠洲市	平成25年4月		○	○	
石川県白山市	平成25年4月		○	○	
石川県能美市	平成26年1月			○	
石川県野々市市	平成25年4月		○	○	
石川県川北町	平成25年4月		○		
石川県志賀町	平成25年4月		○		
石川県能登町	平成25年4月	○	○		
石川県かほく市	平成26年1月		○		
福井県	平成19年5月	○	○		
福井県越前市	平成24年4月	○			
山梨県	平成24年3月	○			
山梨県甲府市	平成26年1月	○			○
長野県	平成18年4月	○		○	
長野県長野市	平成18年12月			○	○
長野県上田市	平成18年3月			○	○
長野県白馬村	不明				○
長野県伊那市	平成20年4月			○	○
岐阜県	平成20年11月				○
岐阜県八百津町	不明				○
静岡県	平成20年5月				○
○静岡県静岡市	平成21年9月				○
静岡県藤枝市	平成24年4月		○		
静岡県伊豆の国市	平成24年4月	○	○		
愛知県	平成20年4月			○	
○愛知県名古屋市	平成20年9月	○			○
愛知県豊橋市	平成18年12月			○	
愛知県安城市	平成19年4月	○			
愛知県田原市	不明				○
愛知県稲沢市	平成13年10月		○		
愛知県美浜町	不明		○		
愛知県幸田町	平成25年4月			○	
愛知県武豊町	平成24年12月		○		
愛知県刈谷市	平成12年12月		○		
愛知県大府市	平成18年2月		○		
三重県	平成28年4月			○	○
三重県四日市市	平成18年4月			○	○
滋賀県	平成18年4月			○	○
滋賀県長浜市	平成18年7月	○	○		
滋賀県守山市	平成17年4月				○
京都府	平成18年6月	○	○		○

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

地方公共団体名	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
○京都市京都市	平成23年4月	○	○		
京都府福知山市	平成17年12月				○
京都府舞鶴市	平成23年6月				○
京都府綾部市	平成24年4月				○
京都府宇治市	平成22年4月	○	○		○
京都府宮津市	平成23年4月				○
京都府亀岡市	平成24年4月	○			○
京都府長岡京市	平成24年4月		○		
京都府京丹後市	平成24年4月				○
京都府南丹市	平成26年4月				○
京都府木津川市	平成24年10月		○		
京都府精華町	平成25年9月		○		
京都府与謝野町	平成23年1月				○
京都府京丹波町	平成26年1月				○
大阪府	平成19年4月	○			○
○大阪府大阪市	平成24年4月	○			
○大阪府堺市	平成25年4月		○		
大阪府茨木市	平成26年4月				○
大阪府箕面市	平成20年5月			○	
兵庫県	平成20年4月			○	
○兵庫県神戸市	平成21年5月			○	○
兵庫県姫路市	平成23年4月	○			
兵庫県尼崎市	平成20年11月			○	
兵庫県豊岡市	平成18年2月	○			
兵庫県篠山市	平成23年6月				○
兵庫県朝来市	平成17年4月			○	
兵庫県市川町	平成24年3月				○
兵庫県淡路市	平成20年6月		○		
兵庫県西宮市	平成28年4月			○	○
兵庫県芦屋市	平成28年4月				○
奈良県	-				
奈良県大和郡山市	平成26年12月	○			
和歌山県	平成20年4月			○	
鳥取県	平成22年1月				○
鳥取県倉吉市	平成18年4月		○		
鳥取県智頭町	平成25年4月			○	
島根県	平成21年3月			○	
島根県浜田市	平成17年10月			○	
島根県奥出雲町	平成18年2月	○			
島根県川本町	平成24年4月	○			
島根県邑南町	平成26年1月	○			
岡山県	平成18年4月		○	○	
○岡山県岡山市	平成24年4月			○	
岡山県倉敷市	平成17年4月				○
岡山県津山市	平成24年4月		○		
岡山県笠岡市	平成18年2月				○
岡山県井原市	平成24年4月		○	○	
岡山県総社市	平成23年4月	○			
岡山県備前市	平成23年10月			○	
岡山県瀬戸内市	平成24年4月		○	○	○
岡山県赤磐市	平成23年9月			○	
岡山県真庭市	平成24年4月		○		
岡山県浅口市	平成18年3月			○	
岡山県高梁市	平成24年4月	○			

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
岡山県美作市	平成24年12月			○	
岡山県美咲町	平成26年4月				○
岡山県和気町	平成23年10月				○
岡山県早島町	平成23年10月				○
岡山県矢掛町	平成23年10月				○
岡山県新庄村	平成23年6月	○			
岡山県奈義町	平成23年9月	○	○		
岡山県吉備中央町	平成16年12月	○	○		
岡山県西粟倉村	平成24年4月	○	○		
広島県	平成19年6月			○	
○広島県広島市	平成22年4月			○	○
広島県尾道市	平成18年2月			○	○
広島県世羅町	平成20年3月				○
広島県竹原市	平成24年7月			○	
広島県府中市	不明				○
広島県廿日市市	平成18年10月			○	
広島県呉市	平成27年4月			○	
広島県江田島市	不明				○
広島県熊野町	平成26年4月			○	
山口県	平成26年4月			○	
山口県防府市	平成25年4月	○			
徳島県	-				
香川県	平成19年4月	○	○		
香川県多度津町	平成23年4月	○			
愛媛県	平成18年5月			○	
愛媛県鬼北町	平成25年7月				○
愛媛県伊方町	平成22年4月			○	
愛媛県内子町	平成27年4月				○
高知県	-				
高知県四万十町	平成17年12月	○	○		
福岡県	平成19年9月			○	
○福岡県福岡市	平成20年2月	○	○	○	○
福岡県直方市	平成21年4月		○		
福岡県小郡市	平成17年12月	○	○		
福岡県春日市	平成26年3月				○
福岡県水巻町	平成19年4月		○		
福岡県大刀洗町	平成22年12月				○
福岡県豊前市	平成17年12月				○
佐賀県	平成19年4月			○	
佐賀県嬉野市	平成18年1月	○			
佐賀県鹿島市	平成25年4月				○
長崎県	平成18年12月	○			○
長崎県佐世保市	平成26年4月				○
長崎県平戸市	平成20年4月			○	
長崎県新上五島町	平成16年4月				○
熊本県	平成18年6月			○	
○熊本県熊本市	平成22年12月			○	
熊本県八代市	平成18年6月		○	○	
熊本県人吉市	不明				○
熊本県荒尾市	平成24年4月		○		
熊本県山鹿市	平成17年1月		○		
熊本県宇城市	平成24年4月		○		
熊本県合志市	平成19年3月			○	
熊本県玉東町	不明		○		

10. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

地方公共団体名	開始時期	配慮の内容			
		抽選によらず 入居	入居要件の 緩和	抽選倍率の 優遇	その他
熊本県小国町	平成22年9月	○			
熊本県甲佐町	平成18年6月		○		
熊本県氷川町	平成20年10月	○			
熊本県西原村	不明				○
熊本県芦北町	平成24年4月		○		
大分県	平成18年4月	○		○	
大分県大分市	平成19年4月	○	○	○	
大分県津久見市	平成9年6月				○
大分県杵築市	平成19年6月			○	
大分県由布市	平成17年10月	○			
大分県玖珠町	平成18年2月			○	
宮崎県	平成18年6月			○	○
宮崎県延岡市	平成21年4月			○	
宮崎県日南市	平成21年8月			○	
宮崎県小林市	平成20年4月			○	
宮崎県串間市	平成24年4月		○	○	
宮崎県宮崎市	平成27年10月			○	
鹿児島県	平成18年4月	○			
鹿児島県鹿児島市	平成18年9月			○	○
鹿児島県薩摩川内市	平成21年10月	○			
沖縄県	-				

※○の地方公共団体は、政令指定都市を示す。

都道府県・政令指定都市、都道府県下市区町村別
公共住宅入居に際しての配慮の状況

地方公共団体（数）	公共住宅入居に際しての配慮	
	実施数	(%)
都道府県（47）	42	89.4%
政令指定都市（20）	12	60.0%
市区町村（1,721）	230	13.4%

11. 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

(平成28年4月1日現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	011-232-8740	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) 性暴力専用ダイヤル(011-211-8286、平成26年4月1日から実施)
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (北・ほっかいどう被害者相談室)	0166-24-1900	月、火、木、金		臨床心理士によるカウンセリング(無料)
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(2回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(4回まで無料) 性暴力被害専用相談電話(りんごの花ホットライン017-777-8349)
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) 性暴力被害専用相談電話(019-601-3026)
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 (月は予約の相談日)	○ ☆	性犯罪被害専用相談電話 0120-556-460
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-628-010	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 精神科医師による治療(無料) 犯罪被害者に対する経済支援(特別支援)
山形	公	やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(1回無料)
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 性暴力等被害相談電話(024-533-3940)
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料、弁護士入室日は要問合せ)
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
群馬	公	被害者支援センターすてっぶぐんま	027-253-9991	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) DV被害者一時保護シェルターの運営
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○ ☆	性暴力等犯罪被害専用相談電話(アイリスホットラインやさしい048-839-8341) 弁護士による法律相談(月2回、1回無料、予約制) 臨床心理士によるカウンセリング(予約制)
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料、原則毎月第4水曜日午後2時から4時まで) 臨床心理士によるカウンセリング(無料、月5回・予約制)
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○ ☆	臨床心理士等によるカウンセリング(無料)
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○ ☆	性被害専用(045-328-3725、月～金)
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870 長岡 0258-32-7016 上越 025-522-3133	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(3回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(3回まで無料)
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリング(原則初回相談無料)
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土	○ ☆	弁護士による法律相談(初回無料、要予約) 臨床心理士による心理相談(初回無料、要予約)
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○ ☆	臨床心理士によるカウンセリング(無料、毎木曜日午後、要予約)
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830 中信 0263-73-0783 南信 0265-76-7830	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士による相談(無料) 性暴力被害者専用電話相談 24時間ホットラインやさしく(ぎふ性暴力被害者支援センター 058-215-8349)

11. 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧（平成28年4月1日現在 47都道府県48団体）

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料） 性暴力被害相談電話（059-253-4115、土日祝・年末年始除く）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料、第4水曜日） 臨床心理士による心理相談（無料、第2水曜日）
滋賀	N	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○ ☆	性被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）支援業務
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830	月～金	○ ☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託（通訳派遣など実施） 弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料、90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火、水、金、土	○ ☆	被害者に精通した弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による心理相談（無料）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783 0744-23-0783 （中南和相談コーナーは月、火）	月～金 中南和相談コーナーは月、火	○ ☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○ ☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料、5月・10月）
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（1回 無料） 臨床心理士による無料カウンセリング（毎週火曜日午前中）
島根	公	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○ ☆	臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○ ☆	
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月～土、第1・第3日	○ ☆	
山口	公	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○ ☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料）
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830	月、水～土	○ ☆	
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料、第2、4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、第1、3水曜日）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○ ☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（年1回まで無料） 臨床心理士による心理相談（年1回まで無料）
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-735-3156 093-582-2796 （北九州窓口）	月～金	○ ☆	性暴力被害専用（092-762-0799、24時間・365日・年中無休）
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110	月～金	○ ☆	
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（1回無料） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（1回無料）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○ ☆	性暴力被害専用相談電話（ゆあさいどくまもと 24時間ホットライン096-386-5555） 弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料）
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○ ☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4火曜日） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（無料、第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○ ☆	弁護士による法律相談（初回無料、第2・4木曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料、第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○ ☆	

注 N：特定非営利活動法人、公：公益社団法人、一：一般社団法人
 「○」は、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けていることを、「☆」は公益社団法人、特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人として認定されており当該団体に対する寄付金については税制上の優遇措置があることを示す。

12. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成23～27年）

罪種別	年次	23	24	25	26	27
刑法犯総数		1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969
凶悪犯総数		7,062	7,070	6,757	6,453	5,618
殺人		1,052	1,032	938	1,054	933
強盗		3,695	3,691	3,324	3,056	2,426
放火		1,122	1,081	1,086	1,093	1,092
強姦		1,193	1,266	1,409	1,250	1,167
粗暴犯総数		61,897	67,356	66,494	65,814	64,049
凶器準備集合		6	6	12	10	9
暴行		29,319	31,863	31,545	32,372	32,543
傷害		25,922	28,053	27,864	26,653	25,183
うち) 傷害致死		131	104	111	92	80
脅迫		2,321	3,253	3,452	3,738	3,700
恐喝		4,329	4,181	3,621	3,041	2,614
窃盗犯総数		1,152,492	1,059,131	981,233	897,259	807,560
侵入盗		126,382	115,328	107,313	93,566	86,373
乗り物盗		443,305	397,787	376,244	352,045	309,837
非侵入盗		582,805	546,016	497,676	451,648	411,350
知能犯総数		40,894	40,235	43,141	46,027	43,622
詐欺		34,720	34,762	38,302	41,523	39,432
横領		1,699	1,754	1,714	1,723	1,536
偽造		4,372	3,596	3,020	2,665	2,550
うち) 通貨偽造		1,577	1,152	752	613	579
うち) 文書偽造		2,304	2,134	2,005	1,768	1,690
うち) 支払用カード偽造		348	128	99	162	181
うち) 有価証券偽造		107	122	100	76	57
汚職		74	65	63	63	70
うち) 賄賂		60	43	38	34	43
あっせん利得処罰法		1	1	1	-	-
背任		28	57	41	53	34
風俗犯総数		10,966	11,986	12,041	11,915	11,032
賭博		213	366	123	221	270
わいせつ		10,753	11,620	11,918	11,694	10,762
うち) 強制わいせつ		6,929	7,321	7,654	7,400	6,755
うち) 公然わいせつ		2,638	2,979	3,175	3,143	2,912
その他の刑法犯		229,640	217,389	204,474	184,695	167,088
うち) 占有離脱物横領		48,743	39,753	33,114	29,534	26,500
うち) 公務執行妨害		3,031	3,123	2,968	2,834	2,691
うち) 住居侵入		20,500	20,502	19,722	17,897	17,112
うち) 逮捕監禁		315	309	304	304	341
うち) 略取誘拐・人身売買		153	190	185	198	192
うち) 盗品		2,925	2,559	2,045	1,716	1,590
うち) 器物損壊等		149,524	145,711	140,809	126,818	112,931

12. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成23～27年）

13. 特定罪種別 死傷別 被害者数（平成26年）

13. 特定罪種別 死傷別 被害者数（平成26年）

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑 法 犯 総 数 (交通業過を除く)	31,979	11,424	841	350	2,899	874	28,239	10,200
殺 人 罪	993	397	371	192	240	74	382	131
嬰 児 殺	11	9	10	8	1	1	—	—
自殺関与・同意殺人罪	20	10	14	6	—	—	6	4
強 盗 殺 人 罪 ^{注2)}	19	8	14	6	4	2	1	—
強 盗 傷 人 罪	1,133	464	—	—	118	45	1,015	419
強 盗 強 姦 罪	7	7	—	—	—	—	7	7
放 火 罪	63	30	32	20	8	1	23	9
強 姦 罪	188	188	—	—	7	7	181	181
傷 害 罪	28,148	9,480	92	31	2,312	666	25,744	8,783
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	94	31	92	31	—	—	2	—
汚 職 罪	2	—	—	—	—	—	2	—
強 制 わ い せ つ 罪	461	459	5	5	11	10	445	444
危 険 運 転 致 死 傷 (交通業過を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
過 失 傷 害 罪	241	135	—	—	47	34	194	101
過 失 致 死 罪	27	14	26	14	1	—	—	—
業 務 上 等 過 失 致 死 傷 (交通業過を除く)	558	168	242	48	137	33	179	87
失 火 罪	23	9	10	6	4	—	9	3
激 発 物 破 裂 ・ ガ ス 等 漏 出 罪	—	—	—	—	—	—	—	—
墮 胎 罪	—	—	—	—	—	—	—	—
往 来 妨 害 罪	—	—	—	—	—	—	—	—
遺 棄 罪	26	15	23	14	1	—	2	1
逮 捕 監 禁 罪	59	31	2	—	8	1	49	30
建 造 物 等 損 壊	—	—	—	—	—	—	—	—
決 闘 罪 二 関 ス ル 件	—	—	—	—	—	—	—	—
爆 発 物 取 締 罰 則	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 危 険 行 為 処 罰 法	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 重傷者とは、全治1箇月以上の傷害を負った者をいう。

注2 強盗殺人罪及び傷害致死罪で負傷者があるのは、一つの事件で死者と負傷者のある場合の負傷者を計上したものである。

14. 罪種別 被害者の年齢・性別 認知件数（平成26年）

罪種	被害者の年齢・性別		総数	人の被害の計		0歳～5歳		6歳～12歳	
				うち) 女		うち) 女	うち) 女	うち) 女	
刑法犯総数(交通業過を除く)			1,212,163	974,013	323,082	461	237	24,246	7,807
凶悪犯			6,453	5,979	3,007	55	33	112	84
殺人			1,054	1,047	423	52	30	31	8
殺嬰	児		993	993	393	40	21	31	8
殺予備			12	12	9	12	9	—	—
殺自関	人		31	24	11	—	—	—	—
強盗			18	18	10	—	—	—	—
強盗殺人			3,056	2,838	1,106	—	—	6	1
強盗傷人			17	17	7	—	—	—	—
強盗強姦			1,085	1,085	453	—	—	1	—
強盗強姦強盗			44	44	44	—	—	—	—
強盗強姦強盗強盗			1,910	1,692	602	—	—	5	1
放火			1,093	844	228	—	—	1	1
強姦			1,250	1,250	1,250	3	3	74	74
粗暴犯			65,814	65,697	24,400	237	106	1,256	468
凶器準備集合			10	—	—	—	—	—	—
暴行			32,372	32,372	12,849	86	34	772	352
傷害			26,653	26,653	9,169	150	71	389	97
うち) 傷害致死			92	92	31	8	4	—	—
脅恐			3,738	3,699	1,945	1	1	32	15
脅恐			3,041	2,973	437	—	—	63	4
窃盗犯			897,259	714,436	229,494	—	—	21,001	5,924
侵入盗			93,566	72,179	19,057	—	—	17	11
乗り物盗			352,045	346,481	120,049	—	—	16,408	4,509
非侵入盗			451,648	295,776	90,388	—	—	4,576	1,404
知能犯			46,027	30,991	16,593	—	—	15	3
詐欺			41,523	29,880	16,326	—	—	8	—
横領			1,723	778	193	—	—	7	3
横領			760	522	139	—	—	6	3
業務上横領			963	256	54	—	—	1	—
偽造			2,665	297	71	—	—	—	—
通貨偽造			613	152	36	—	—	—	—
文書偽造			1,768	124	31	—	—	—	—
支払用カード偽造			162	—	—	—	—	—	—
有価証券偽造			76	12	3	—	—	—	—
印章偽造			46	9	1	—	—	—	—
汚職			63	29	1	—	—	—	—
うち) 賄賂			34	—	—	—	—	—	—
あっせん利得処罰			—	—	—	—	—	—	—
背任			53	7	2	—	—	—	—
風俗犯			11,915	8,626	8,316	67	54	1,161	1,040
賭博			221	—	—	—	—	—	—
普通賭博			141	—	—	—	—	—	—
常習賭博			44	—	—	—	—	—	—
賭博開張等			36	—	—	—	—	—	—
わいせつ			11,694	8,626	8,316	67	54	1,161	1,040
うち) 強制わいせつ			7,400	7,400	7,186	67	54	1,028	914
うち) 公然わいせつ			3,143	1,226	1,130	—	—	133	126
その他の刑法犯			184,695	148,284	41,272	102	44	701	288
うち) 占有離脱物横領			29,534	29,379	5,577	—	—	307	90
うち) 公務執行妨害			2,834	2,758	115	—	—	—	—
うち) 住居侵入			17,897	13,218	4,275	—	—	—	—
うち) 逮捕監禁			304	304	159	4	2	8	4
うち) 略取誘拐・人身売買			198	198	161	32	17	77	69
うち) 盗品等			1,716	—	—	—	—	—	—
うち) 器物損壊等			126,818	99,500	30,046	5	3	261	99

注 一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上してある。

14. 罪種別 被害者の年齢・性別 認知件数（平成26年）

13歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～39歳		40歳～49歳		被害者の年齢・性別 罪種
うち) 女	うち) 女	うち) 女								
155,208	54,636	104,752	40,896	82,405	29,924	152,483	47,344	151,406	47,310	刑法犯総数（交通業過を除く）
738	600	884	612	589	347	841	323	801	284	凶 悪 犯
50	22	71	31	62	22	143	46	166	51	殺 人
43	17	69	29	57	19	139	45	161	49	殺 人
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	嬰 児 殺
4	3	1	1	4	2	2	—	5	2	殺 人 予 備
3	2	1	1	1	1	2	1	—	—	自 殺 関 与
255	147	440	216	335	141	507	132	456	152	強 盗
—	—	2	1	3	2	2	—	1	1	強 盗 殺 人
93	38	146	74	133	58	183	51	192	74	強 盗 傷 人
11	11	14	14	9	9	7	7	2	2	強 盗 強 姦
151	98	278	127	190	72	315	74	261	75	強 盗 ・ 準 強 盗
4	2	12	4	16	8	65	19	124	26	放 火
429	429	361	361	176	176	126	126	55	55	強 姦
9,418	3,376	8,437	3,583	7,411	3,020	12,883	4,993	11,526	4,256	粗 暴 犯
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	凶 器 準 備 集 合
4,177	2,058	4,144	1,941	3,666	1,606	6,539	2,549	5,717	2,081	暴 行
3,800	925	3,284	1,225	3,104	1,156	5,241	2,004	4,748	1,782	傷 害
2	—	5	1	4	1	8	3	12	3	うち) 傷 害 致 死
461	308	475	335	346	205	710	372	757	335	脅 迫
980	85	534	82	295	53	393	68	304	58	恐 喝
134,209	44,765	81,359	29,674	60,681	20,635	108,584	31,736	106,791	32,542	窃 盗 犯
1,014	472	3,352	1,578	3,945	1,239	10,229	2,114	11,956	2,390	侵 入 盗
113,562	36,999	49,350	17,396	29,298	9,738	42,182	13,613	39,028	15,991	乗 り 物 盗
19,633	7,294	28,657	10,700	27,438	9,658	56,173	16,009	55,807	14,161	非 侵 入 盗
686	378	1,668	865	1,813	858	4,218	1,733	4,454	1,636	知 能 犯
658	368	1,605	842	1,739	843	4,020	1,699	4,214	1,597	詐 欺
25	9	60	20	58	11	145	28	167	24	横 領
25	9	57	19	53	8	102	23	98	16	横 領
—	—	3	1	5	3	43	5	69	8	業 務 上 横 領
3	1	3	3	14	4	36	6	68	15	偽 造
1	1	2	2	3	2	15	1	32	4	通 貨 偽 造
2	—	1	1	11	2	17	3	28	11	文 書 偽 造
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	支 払 用 カ ー ド 偽 造
—	—	—	—	—	—	2	2	7	—	有 価 証 券 偽 造
—	—	—	—	2	—	17	—	1	—	印 章 偽 造
—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	汚 職
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	うち) 賄 賂
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あ っ せ ん 利 得 処 罰 法
—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	背 任
3,031	2,961	1,970	1,954	1,013	990	814	788	350	331	風 俗 犯
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	賭 博
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	普 通 賭 博
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	常 習 賭 博
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	賭 博 開 張 等
3,031	2,961	1,970	1,954	1,013	990	814	788	350	331	わ い せ つ
2,625	2,568	1,801	1,789	889	881	638	630	234	233	うち) 強 制 わ い せ つ
406	393	169	165	124	109	176	158	116	98	うち) 公 然 わ い せ つ
7,126	2,556	10,434	4,208	10,898	4,074	25,143	7,771	27,484	8,261	そ の 他 の 刑 法 犯
4,129	1,312	3,178	1,101	1,700	608	2,223	742	1,727	710	うち) 占 有 離 脱 物 横 領
9	1	222	20	513	34	928	26	507	19	うち) 公 務 執 行 妨 害
224	184	892	647	859	474	1,906	591	2,411	560	うち) 住 居 侵 入
64	37	81	58	46	19	48	18	25	11	うち) 逮 捕 監 禁
50	46	14	13	11	9	7	3	3	2	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	うち) 盗 品 等
2,553	928	5,954	2,313	7,634	2,869	19,624	6,231	22,259	6,793	うち) 器 物 損 壊 等

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

罪 種	被害者の年齢・性別		50歳～59歳		60歳～64歳		65歳～69歳	
				うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数(交通業過を除く)			108,206	30,748	51,011	14,372	47,594	14,902
凶 悪 犯			630	200	356	112	307	107
殺 人			126	52	88	33	76	33
殺 人			123	52	82	31	70	31
嬰 児 殺			—	—	—	—	—	—
殺 人 予 備			1	—	4	2	3	1
自 殺 関 与			2	—	2	—	3	1
強 盗			337	103	171	54	128	43
強 盗 殺 人			2	—	2	—	1	1
強 盗 傷 人			116	40	70	29	49	18
強 盗 強 姦			1	1	—	—	—	—
強 盗 準 強 盗			218	62	99	25	78	24
放 火			155	33	93	21	102	30
放 火 姦			12	12	4	4	1	1
粗 暴 犯 集 合			6,716	2,042	2,663	728	2,244	648
凶 器 準 備			—	—	—	—	—	—
暴 行 害 害			3,390	983	1,355	375	1,139	314
傷 害 致 死			2,649	827	1,059	277	934	276
うち) 傷 害 致 死			13	3	11	2	4	1
脅 恐 喝			459	195	176	63	120	44
脅 恐 喝			218	37	73	13	51	14
窃 犯			75,572	21,593	36,502	10,444	34,011	10,490
侵 入 盗			12,534	2,702	7,495	1,596	7,242	1,669
乗 り 物 盗			22,679	8,981	10,294	3,803	9,547	3,739
非 侵 入 盗			40,359	9,910	18,713	5,045	17,222	5,082
知 能 犯			3,414	1,185	1,708	723	2,382	1,414
詐 欺			3,200	1,137	1,638	706	2,295	1,391
横 領			118	27	56	13	56	19
横 領			68	18	30	9	35	10
業 務 上 横 領			50	9	26	4	21	9
偽 造			89	18	14	4	27	4
通 貨 偽 造			45	9	8	1	18	4
文 書 偽 造			39	8	6	3	9	—
支 払 用 カ ー ド 偽 造			—	—	—	—	—	—
有 価 証 券 偽 造			2	1	—	—	—	—
印 章 偽 造			3	—	—	—	—	—
汚 職			3	1	—	—	2	—
うち) 賄 賂			—	—	—	—	—	—
あ っ せ ん 利 得 処 罰			—	—	—	—	—	—
背 任			4	2	—	—	2	—
風 俗 犯			129	117	38	33	23	19
賭 博			—	—	—	—	—	—
普 通 賭 博			—	—	—	—	—	—
常 習 賭 博			—	—	—	—	—	—
賭 博 開 張 等			—	—	—	—	—	—
わ い せ つ			129	117	38	33	23	19
うち) 強 制 わ い せ つ			76	75	16	16	10	10
うち) 公 然 わ い せ つ			53	42	22	17	13	9
そ の 他 の 刑 法 犯			21,745	5,611	9,744	2,332	8,627	2,224
うち) 占 有 離 脱 物 横 領			1,081	423	510	183	403	156
うち) 公 務 執 行 妨 害			525	12	40	3	10	—
うち) 住 居 侵 入			2,384	443	1,155	255	1,112	287
うち) 逮 捕 監 禁			14	7	5	2	4	—
うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買			2	1	1	1	—	—
うち) 盗 品 等			—	—	—	—	—	—
うち) 器 物 損 壊 等			17,200	4,605	7,724	1,840	6,830	1,715

14. 罪種別 被害者の年齢・性別 認知件数（平成26年）

70歳以上		年齢不明	法人・団体	被害者なし	被害者の年齢・性別	
	うち) 女				罪	種
82,711	34,906	13,530	231,171	6,979		刑法犯総数（交通業過を除く）
664	305	2	406	68		凶 悪 犯
181	95	1	—	7		殺 人
177	91	1	—	—		殺 人
—	—	—	—	—		嬰 児 殺
—	—	—	—	7		殺 人 予 備
4	4	—	—	—		自 殺 関 与
203	117	—	204	14		強 盗
4	2	—	—	—		強 盗 殺 傷
102	71	—	—	—		強 盗 強 姦
—	—	—	—	—		強 盗 強 姦
97	44	—	204	14		強 盗 ・ 準 強 盗
271	84	1	202	47		放 火
9	9	—	—	—		強 姦
2,906	1,180	—	107	10		粗 暴 犯
—	—	—	—	10		凶 器 準 備 集 合
1,387	556	—	—	—		暴 行
1,295	529	—	—	—		傷 害
25	13	—	—	—		うち) 傷 害 致 死
162	72	—	39	—		脅 迫
62	23	—	68	—		恐 喝
55,726	21,691	—	182,823	—		窃 盗 犯
14,395	5,286	—	21,387	—		侵 入 盗
14,133	5,280	—	5,564	—		乗 り 物 盗
27,198	11,125	—	155,872	—		非 侵 入 盗
10,633	7,798	—	13,764	1,272		知 能 犯
10,503	7,743	—	11,643	—		詐 欺
86	39	—	945	—		横 領
48	24	—	238	—		横 領
38	15	—	707	—		業 務 上 横 領
43	16	—	1,130	1,238		偽 造
28	12	—	334	127		通 貨 偽 造
11	3	—	669	975		文 書 偽 造
—	—	—	76	86		支 払 用 カ ー ド 偽 造
1	—	—	45	19		有 価 証 券 偽 造
3	1	—	6	31		印 章 偽 造
1	—	—	—	34		汚 職
—	—	—	—	34		うち) 賄 賂
—	—	—	—	—		あ っ せ ん 利 得 処 罰 法
—	—	—	46	—		背 任
30	29	—	—	3,289		風 俗 犯
—	—	—	—	221		賭 博
—	—	—	—	141		普 通 賭 博
—	—	—	—	44		常 習 賭 博
—	—	—	—	36		賭 博 開 張 等
30	29	—	—	3,068		わ い せ つ
16	16	—	—	—		うち) 強 制 わ い せ つ
14	13	—	—	1,917		うち) 公 然 わ い せ つ
12,752	3,903	13,528	34,071	2,340		そ の 他 の 刑 法 犯
593	252	13,528	155	—		うち) 占 有 離 脱 物 横 領
4	—	—	45	31		うち) 公 務 執 行 妨 害
2,275	834	—	4,679	—		うち) 住 居 侵 入
5	1	—	—	—		うち) 逮 捕 監 禁
1	—	—	—	—		うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買
—	—	—	100	1,616		うち) 盗 品 等
9,456	2,650	—	27,318	—		うち) 器 物 損 壊 等

15. 罪種別 被害者の職業別 認知件数（平成26年）

罪種	職業	総数	自営業・家族従業者						その他の自営業主
			農・林・漁業	販売店主	飲食店主	土木・建築業自営	不動産業自営	製造業自営	
刑法犯総数（交通業過を除く）		1,212,163	14,003	19,980	17,983	18,030	5,144	3,939	43,759
凶悪犯		6,453	45	223	99	46	57	16	211
殺人	人	1,054	7	3	16	15	1	4	39
殺人	人	993	7	2	16	14	1	3	37
殺人	児	12	—	—	—	—	—	—	—
殺人	予備	31	—	1	—	—	—	1	—
強盗	自	18	—	—	—	1	—	—	2
強盗	殺	3,056	10	203	47	9	6	4	105
強盗	傷	17	—	2	1	—	—	—	—
強盗	強	1,085	4	37	23	4	1	3	36
強盗	強	44	—	—	—	—	—	—	—
強盗	強	1,910	6	164	23	5	5	1	69
放火	強	1,093	28	17	31	22	50	8	56
放火	強	1,250	—	—	5	—	—	—	11
粗暴犯	暴	65,814	365	479	1,475	830	228	134	2,262
粗暴犯	集	10	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	行	32,372	171	264	675	327	94	63	1,069
粗暴犯	害	26,653	160	150	645	397	89	57	934
粗暴犯	死	92	—	1	1	1	—	—	2
脅恐	うち) 傷	3,738	23	32	91	49	31	8	167
脅恐	喝	3,041	11	33	64	57	14	6	92
窃盗犯	盗	897,259	11,752	16,163	11,784	14,494	2,204	2,939	31,205
窃盗犯	入	93,566	2,508	2,692	5,047	2,229	480	784	6,625
窃盗犯	物	352,045	1,407	1,796	2,682	2,486	433	696	7,631
窃盗犯	入	451,648	7,837	11,675	4,055	9,779	1,291	1,459	16,949
知能犯	能	46,027	290	760	1,003	302	200	119	1,770
詐欺		41,523	283	684	977	257	178	109	1,632
横領		1,723	7	26	23	43	18	9	95
横領		760	6	8	10	28	10	3	51
横領	上	963	1	18	13	15	8	6	44
偽造		2,665	—	49	3	1	3	1	26
偽造	偽	613	—	37	3	—	1	1	11
偽造	偽	1,768	—	6	—	1	1	—	13
偽造	偽	162	—	—	—	—	—	—	—
偽造	偽	76	—	6	—	—	—	—	2
偽造	偽	46	—	—	—	—	1	—	—
汚職		63	—	—	—	—	1	—	15
汚職	うち) 賄	34	—	—	—	—	—	—	—
背任	あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—
背任	利得	53	—	1	—	1	—	—	2
風俗犯	俗	11,915	4	11	25	3	1	1	56
賭博		221	—	—	—	—	—	—	—
賭博	博	141	—	—	—	—	—	—	—
賭博	博	44	—	—	—	—	—	—	—
賭博	博	36	—	—	—	—	—	—	—
わいせつ		11,694	4	11	25	3	1	1	56
わいせつ	うち) 強制	7,400	—	5	17	2	1	—	42
わいせつ	うち) 公然	3,143	4	6	8	1	—	1	14
その他の刑法犯		184,695	1,547	2,344	3,597	2,355	2,454	730	8,255
その他の刑法犯	うち) 占有	29,534	57	97	130	111	19	27	345
その他の刑法犯	うち) 公務	2,834	—	—	—	—	1	—	—
その他の刑法犯	うち) 住居	17,897	276	315	592	277	282	117	984
その他の刑法犯	うち) 逮捕	304	1	1	2	5	1	1	5
その他の刑法犯	うち) 略取	198	—	—	—	—	—	—	—
その他の刑法犯	うち) 盗品	1,716	—	—	—	—	—	—	—
その他の刑法犯	うち) 器物	126,818	1,163	1,870	2,764	1,913	2,062	569	6,691

15. 罪種別 被害者の職業別 認知件数 (平成26年)

被雇用者・勤め人									職 業	罪 種
専 門 ・ 技 術 職					管 理 的 職 業			事務職		
教 員	医療・保健 従事者	芸能人・プロ スポーツ選手	弁 護 士	その他の専 門・技術職	議員・知事・課 長以上の公務員	会社・公団 等の役員	会社・公団 等の部課長	事務員		
9,645	21,146	456	440	17,264	2,103	18,776	6,428	53,216	刑法犯総数 (交通業過を除く)	
34	105	5	3	92	10	101	24	251	凶 悪 犯	
4	18	1	—	15	—	19	1	21	殺 人 人	
4	17	1	—	15	—	18	1	21	殺 人 人	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	殺 嬰 児 人	
—	1	—	—	—	—	1	—	—	殺 人 予 備	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 殺 関 与	
14	32	1	1	47	1	43	20	129	強 盗 盗 人	
—	1	—	—	—	—	—	—	—	強 盗 傷 人	
8	17	1	—	19	1	18	7	66	強 盗 傷 人	
1	1	—	—	2	—	—	—	3	強 盗 強 姦	
5	13	—	1	26	—	25	13	60	強 盗 ・ 準 強 盗	
11	13	1	1	11	9	39	3	25	放 火 火	
5	42	2	1	19	—	—	—	76	強 姦 姦	
868	1,363	62	46	1,074	74	858	179	3,218	粗 暴 犯 合	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	凶 器 準 備 集	
327	688	24	15	551	15	403	78	1,823	暴 行 行	
482	501	18	12	401	16	304	46	1,100	傷 害 害	
—	—	—	—	1	—	1	—	—	うち) 傷 害 致 死	
47	125	19	19	80	37	90	38	216	脅 迫 迫	
12	49	1	—	42	6	61	17	79	恐 喝 喝	
6,222	14,346	286	279	12,441	938	12,782	4,829	39,503	窃 盗 盗 犯	
1,064	1,841	24	65	1,579	178	2,420	428	3,215	侵 入 盗 犯	
2,453	5,774	128	96	5,187	121	2,201	289	20,651	乗 り 物 盗 犯	
2,705	6,731	134	118	5,675	639	8,161	4,112	15,637	非 侵 入 盗 犯	
256	664	13	6	566	71	736	300	1,762	知 能 犯	
250	644	13	2	556	59	643	262	1,728	詐 欺 欺	
5	15	—	3	7	5	57	13	18	横 領 領	
4	8	—	1	5	—	21	7	16	横 領 領	
1	7	—	2	2	5	36	6	2	業 務 上 横 領	
1	5	—	1	3	7	34	25	16	偽 造 造	
—	1	—	—	1	1	25	18	6	通 貨 偽 造 造	
1	4	—	1	2	6	8	6	9	文 書 偽 造 造	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	支 払 用 カ ー ド 偽 造 造	
—	—	—	—	—	—	—	1	1	有 価 証 券 偽 造 造	
—	—	—	—	—	—	—	—	1	印 章 偽 造 造	
—	—	—	—	—	—	—	1	—	汚 職 職	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	うち) 賄 賂	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	あっせん 利 得 処 罰 法	
—	—	—	—	—	—	—	1	—	背 任 任	
62	238	13	5	134	—	7	—	482	風 俗 犯 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	賭 博 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	普 通 賭 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	常 習 賭 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	賭 博 開 張 等	
62	238	13	5	134	—	7	—	482	わ い せ つ	
51	200	13	5	109	—	4	—	444	うち) 強 制 わ い せ つ	
11	38	—	—	25	—	3	—	38	うち) 公 然 わ い せ つ	
2,203	4,430	77	101	2,957	1,010	4,292	1,096	8,000	そ の 他 の 刑 法 犯	
114	322	8	7	224	5	98	15	785	うち) 占 有 離 脱 物 横 領	
4	14	—	—	55	25	7	10	136	うち) 公 務 執 行 妨 害	
314	469	12	14	354	85	425	94	703	うち) 住 居 侵 入	
1	7	2	—	3	—	3	—	6	うち) 逮 捕 監 禁	
—	2	—	—	3	—	1	—	2	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	うち) 盗 品 等	
1,728	3,539	48	62	2,272	833	3,549	931	6,284	うち) 器 物 損 壊 等	

基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

罪種	業	被雇用者・勤め人								
		専門・技術職			管理的職業					
		販売店員	外交員・セールスマン	露天・行商・廃品回収	美容師・理容師	調理人・バーテンダー	飲食店店員	ホステス・ホスト	遊技場等店員	その他のサービス職
刑法犯総数(交通業過を除く)		30,290	10,539	226	4,315	2,782	15,446	2,152	2,394	29,637
凶悪犯		526	39	—	21	18	172	88	20	254
殺人	人	17	6	—	3	2	15	7	1	22
殺嬰	人	15	5	—	3	2	14	7	1	19
殺児	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺予	人	2	1	—	—	—	1	—	—	1
強盗	強盗	—	—	—	—	—	—	—	—	2
強盗	強盗	465	16	—	8	12	101	32	16	138
強盗	強盗	—	—	—	—	—	—	—	—	1
強盗	強盗	93	9	—	6	8	35	10	9	51
強盗	強盗	1	—	—	—	—	3	6	—	3
強盗	強盗	371	7	—	2	4	63	16	7	83
放火	放火	8	5	—	2	1	5	1	—	13
強姦	強姦	36	12	—	8	3	51	48	3	81
粗暴犯	粗暴犯	2,002	761	28	222	189	2,427	735	456	2,940
凶器準備	凶器準備	—	—	—	—	—	—	—	—	—
暴行	暴行	1,195	388	12	117	65	1,217	322	292	1,675
傷害	傷害	587	305	15	79	100	1,046	359	122	1,029
うち)傷害致死	うち)傷害致死	—	1	1	—	—	1	—	—	1
脅迫	脅迫	140	43	1	19	12	104	40	25	148
脅喝	脅喝	80	25	—	7	12	60	14	17	88
窃盗犯	窃盗犯	23,285	7,682	166	3,239	2,119	10,561	918	1,357	20,537
侵入盗	侵入盗	1,321	689	23	497	191	964	187	117	2,153
乗り物盗	乗り物盗	7,971	2,939	42	1,655	1,075	5,109	107	451	8,720
非侵入盗	非侵入盗	13,993	4,054	101	1,087	853	4,488	624	789	9,664
知能犯	知能犯	729	326	3	111	57	321	36	54	785
詐欺	詐欺	691	318	2	107	57	310	36	52	742
横領	横領	26	5	1	4	—	9	—	1	31
横領	横領	26	5	1	4	—	7	—	1	24
業務上横領	業務上横領	—	—	—	—	—	2	—	—	7
偽造	偽造	12	3	—	—	—	2	—	1	12
通貨偽造	通貨偽造	7	—	—	—	—	1	—	1	9
文書偽造	文書偽造	5	2	—	—	—	—	—	—	3
支払用カード偽造	支払用カード偽造	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券偽造	有価証券偽造	—	—	—	—	—	1	—	—	—
印章偽造	印章偽造	—	1	—	—	—	—	—	—	—
汚職	汚職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち)賄賂	うち)賄賂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
あっせん利得処罰	あっせん利得処罰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
背任	背任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風俗犯	風俗犯	291	52	—	38	20	234	141	39	340
賭博	賭博	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通賭博	普通賭博	—	—	—	—	—	—	—	—	—
常習賭博	常習賭博	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賭博開張等	賭博開張等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
わいせつ	わいせつ	291	52	—	38	20	234	141	39	340
うち)強制わいせつ	うち)強制わいせつ	234	44	—	30	16	205	134	36	286
うち)公然わいせつ	うち)公然わいせつ	57	8	—	8	4	29	7	3	54
その他の刑法犯	その他の刑法犯	3,457	1,679	29	684	379	1,731	234	468	4,781
うち)占有離脱物横領	うち)占有離脱物横領	328	166	2	83	45	278	12	42	561
うち)公務執行妨害	うち)公務執行妨害	—	—	—	1	1	1	—	—	6
うち)住居侵入	うち)住居侵入	264	109	4	80	41	166	39	25	496
うち)逮捕監禁	うち)逮捕監禁	7	1	—	—	1	20	17	—	15
うち)略取誘拐・人身売買	うち)略取誘拐・人身売買	3	—	—	—	1	1	2	—	2
うち)盗品等	うち)盗品等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち)器物損壊等	うち)器物損壊等	2,816	1,372	21	511	288	1,238	159	387	3,644

15. 罪種別 被害者の職業別 認知件数 (平成26年)

被雇用者・勤め人						保安従事者		職 業	罪 種
技 能 工						保安従事者			
建設職人・配管工	輸送・精密機械工	機械工(輸送・精密を除く)	金 属加工工	食品・衣料品製造工	その他の技能工	警察官・自衛官・消防士等	その他の保安従事者		
9,568	2,118	4,735	2,594	2,425	11,242	6,649	3,119	刑法犯総数(交通業過を除く)	
19	8	7	13	10	39	34	156	凶 悪 犯	
5	—	—	4	2	8	21	2	殺 人 人	
5	—	—	4	2	7	21	2	殺 人 人	
—	—	—	—	—	—	—	—	殺 嬰 児	
—	—	—	—	—	1	—	—	殺 人 予 備	
—	—	—	—	—	—	—	—	殺 自 人 関	
10	5	4	1	5	19	9	152	強 盗 強 盗 強 盗	
1	—	—	—	—	—	—	—	強 盗 強 盗 強 盗	
3	1	2	1	2	11	3	76	強 盗 強 盗 強 盗	
—	—	—	—	—	—	—	—	強 盗 強 盗 強 盗	
6	4	2	—	3	8	6	76	強 盗 強 盗 強 盗	
3	3	2	5	1	9	4	1	放 火 放 火 放 火	
1	—	1	3	2	3	—	1	放 火 放 火 放 火	
721	131	223	174	146	758	365	484	粗 暴 集 団	
—	—	—	—	—	—	—	—	粗 暴 集 団	
291	64	99	71	64	355	65	309	暴 行 暴 行 暴 行	
365	56	100	82	66	330	282	158	傷 害 傷 害 傷 害	
—	—	—	—	—	—	—	1	うち) 傷 害 致 死	
21	3	8	8	5	33	11	11	脅 迫 脅 迫 脅 迫	
44	8	16	13	11	40	7	6	脅 恐 脅 恐 脅 恐	
7,482	1,469	3,454	1,841	1,721	8,180	3,028	1,935	窃 盗 窃 盗 窃 盗	
825	208	450	303	227	968	285	188	侵 入 侵 入 侵 入	
1,871	489	1,226	590	661	2,800	1,518	908	乗 り 物 盗 窃	
4,786	772	1,778	948	833	4,412	1,225	839	非 侵 入 盗 窃	
80	71	85	72	52	215	102	55	知 能 犯 罪	
76	70	83	71	50	210	87	53	詐 欺 詐 欺 詐 欺	
3	1	—	1	2	4	3	1	横 領 横 領 横 領	
3	1	—	1	2	4	1	—	横 領 横 領 横 領	
—	—	—	—	—	—	2	1	業 務 上 横 領	
1	—	2	—	—	1	12	1	偽 造 偽 造 偽 造	
—	—	1	—	—	—	—	—	通 貨 偽 造	
1	—	1	—	—	1	11	1	文 書 偽 造	
—	—	—	—	—	—	—	—	支 払 用 カ ー ド 偽 造	
—	—	—	—	—	—	—	—	有 価 証 券 偽 造	
—	—	—	—	—	—	1	—	印 章 偽 造	
—	—	—	—	—	—	—	—	汚 職 汚 職 汚 職	
—	—	—	—	—	—	—	—	うち) 賄 賂	
—	—	—	—	—	—	—	—	あ っ せ ん 利 得 処 罰 法	
—	—	—	—	—	—	—	—	背 任 背 任 背 任	
—	2	4	4	10	9	8	6	風 俗 犯 罪	
—	—	—	—	—	—	—	—	賭 博 賭 博 賭 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	普 通 賭 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	常 習 賭 博	
—	—	—	—	—	—	—	—	賭 博 開 張 等	
—	2	4	4	10	9	8	6	わ い せ つ	
—	1	2	3	10	6	1	3	うち) 強 制 わ い せ つ	
—	1	2	1	—	3	7	3	うち) 公 然 わ い せ つ	
1,266	437	962	490	486	2,041	3,112	483	そ の 他 の 刑 法 犯	
101	27	51	31	34	118	92	48	うち) 占 有 離 脱 物 横 領	
—	—	1	—	—	1	2,249	57	うち) 公 務 執 行 妨 害	
100	26	86	52	41	160	86	35	うち) 住 居 侵 入	
2	—	—	—	1	2	—	—	うち) 逮 捕 監 禁	
—	—	—	—	1	—	—	—	うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	
—	—	—	—	—	—	—	—	うち) 盗 品 等	
1,039	379	814	396	403	1,739	636	334	うち) 器 物 損 壊 等	

基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

罪種	業	被雇用者・勤め人					無職					
		通信運輸従事者		労務作業者		その他	学生・生徒等					
		運輸従事者	通信従事者	土木建設労務作業者	運搬労務作業者	その他の労務作業者	その他の被雇用者・勤め人	未就学児童	小学生	中学生		高校生
刑法犯総数（交通業過を除く）		10,929	1,090	11,039	3,529	14,646	159,136	528	18,668	39,767	74,177	
凶悪犯		95	—	53	16	63	823	60	81	156	273	
殺	人	6	—	25	3	21	97	55	26	16	17	
殺	人	4	—	25	3	20	95	43	26	14	15	
嬰	児	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	
殺	予	2	—	—	—	1	2	—	—	1	1	
自	関	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
強	盗	83	—	18	8	21	458	1	4	32	84	
強	盗	1	—	—	—	—	3	—	—	—	—	
強	盗	27	—	11	5	10	196	—	—	12	31	
強	盗	—	—	—	—	—	8	—	—	1	2	
強	盗・準	55	—	7	3	11	251	1	4	19	51	
放	火	4	—	9	2	17	124	—	—	1	1	
強	火	2	—	1	3	4	144	4	51	107	171	
粗	暴	2,040	75	1,434	467	1,546	10,210	269	1,013	2,644	3,466	
凶	器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
暴	行	1,211	46	510	186	611	5,144	107	647	1,063	1,707	
傷	害	747	21	784	239	740	4,093	161	309	1,187	1,179	
	うち) 傷	—	—	4	2	4	8	8	—	—	1	
脅	迫	45	3	55	20	77	584	1	23	102	181	
恐	喝	37	5	85	22	118	389	—	34	292	399	
窃	盗	6,419	798	7,892	2,312	10,322	116,620	—	16,021	34,895	65,765	
侵	入	781	82	867	250	1,115	11,660	—	10	49	205	
乗	り	1,996	379	2,287	697	4,048	49,473	—	11,963	31,394	58,131	
非	入	3,642	337	4,738	1,365	5,159	55,487	—	4,048	3,452	7,429	
知	能	367	31	138	89	453	3,345	—	13	30	264	
詐	欺	353	30	123	83	436	3,197	—	7	27	259	
横	領	6	1	12	6	16	110	—	6	3	5	
横	領	5	1	11	5	13	91	—	6	2	5	
業	務	1	—	1	1	3	19	—	—	1	—	
偽	造	7	—	1	—	1	36	—	—	—	—	
通	貨	3	—	—	—	—	17	—	—	—	—	
文	書	4	—	1	—	1	17	—	—	—	—	
支	払	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
有	価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
印	章	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	
汚	職	—	—	2	—	—	2	—	—	—	—	
	うち) 賄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
あ	っ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
背	任	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
風	俗	16	2	5	9	50	989	93	1,019	723	1,573	
賭	博	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
普	通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
常	習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賭	博	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賭	博	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
わ	い	16	2	5	9	50	989	93	1,019	723	1,573	
	うち) 強	11	2	2	8	45	825	93	906	592	1,341	
	うち) 公	5	—	3	1	5	164	—	113	131	232	
そ	の	1,992	184	1,517	636	2,212	27,149	106	521	1,319	2,836	
	うち) 占	85	11	173	33	211	3,191	—	211	801	1,961	
	うち) 公	28	—	—	3	3	149	—	—	—	1	
	うち) 住	136	17	94	52	182	2,430	—	—	6	13	
	うち) 逮	4	—	14	1	6	32	5	7	3	14	
	うち) 略	—	—	—	—	—	9	33	71	22	21	
	うち) 盗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	うち) 器	1,703	155	1,152	526	1,752	20,982	6	188	460	789	

15. 罪種別 被害者の職業別 認知件数 (平成26年)

学生・生徒等		無 職 者						法人・ 団体、 被害なし	職 業 罪 種
大学生	専修学 校生等	主婦	失業者	利子・配当・ 家賃等生活者	年金・雇用保 険等生活者	浮浪者	その他の 無職者		
59,169	15,355	41,304	3,422	582	48,319	116	79,694	238,150	刑法犯総数 (交通業過を除く)
246	95	153	22	10	391	5	691	474	凶 悪 犯
8	8	60	5	2	143	3	273	7	殺 人 人
7	6	59	5	2	137	3	265	—	殺 人 殺
—	—	—	—	—	—	—	—	—	嬰 児 人
1	1	—	—	—	—	—	5	7	殺 人 予 備
—	1	1	—	—	6	—	3	—	自 殺 関
128	32	45	8	—	93	2	156	218	強 盗 盗
1	—	—	—	—	2	1	3	—	強 盗 殺 人
47	14	27	4	—	54	—	82	—	強 盗 傷 人
6	1	—	—	—	—	—	6	—	強 盗 強 姦
74	17	18	4	—	37	1	65	218	強 盗・ 準 強 盗
4	—	24	5	7	144	—	114	249	放 火
106	55	24	4	1	11	—	148	—	強 姦
1,849	776	2,872	484	24	2,178	32	8,041	117	粗 暴 犯
—	—	—	—	—	—	—	—	10	凶 器 準 備 集 合
1,001	368	1,611	218	12	1,059	20	3,663	—	暴 行
579	295	1,063	219	9	959	12	3,664	—	傷 害
—	—	3	1	—	16	—	33	—	うち) 傷 害 致 死
107	56	170	28	2	108	—	433	39	脅 迫
162	57	28	19	1	52	—	281	68	恐 喝
51,795	12,948	29,711	2,263	246	31,003	61	44,224	182,823	窃 盗 犯
1,166	322	1,292	157	50	8,187	3	5,208	21,387	侵 入 盗
39,354	9,670	15,115	1,063	47	8,501	24	20,176	5,564	乗 り 物 盗
11,275	2,956	13,304	1,043	149	14,315	34	18,840	155,872	非 侵 入 盗
683	180	2,883	127	46	7,173	4	3,193	15,036	知 能 犯
670	170	2,852	123	44	7,116	4	3,094	11,643	詐 欺
12	10	24	4	2	48	—	77	945	横 領
12	10	18	4	1	30	—	50	238	横 領
—	—	6	—	1	18	—	27	707	業 務 上 横 領
1	—	6	—	—	8	—	15	2,368	偽 造
1	—	2	—	—	1	—	4	461	通 貨 偽 造
—	—	4	—	—	5	—	9	1,644	文 書 偽 造
—	—	—	—	—	—	—	—	162	支 払 用 カ ー ド 偽 造
—	—	—	—	—	1	—	—	64	有 価 証 券 偽 造
—	—	—	—	—	1	—	2	37	印 章 偽 造
—	—	1	—	—	1	—	6	34	汚 職
—	—	—	—	—	—	—	—	34	うち) 賄 賂
—	—	—	—	—	—	—	—	—	あっせん利得処罰
—	—	—	—	—	—	—	1	46	背 任
892	266	221	14	3	30	—	481	3,289	風 俗 犯
—	—	—	—	—	—	—	—	221	博 博
—	—	—	—	—	—	—	—	141	普 通 賭 博
—	—	—	—	—	—	—	—	44	常 習 賭 博
—	—	—	—	—	—	—	—	36	賭 博 開 張 等
892	266	221	14	3	30	—	481	3,068	わ い せ つ
825	245	129	13	1	22	—	436	—	うち) 強制わいせつ
67	21	92	1	2	8	—	45	1,917	うち) 公然わいせつ
3,704	1,090	5,464	512	253	7,544	14	23,064	36,411	そ の 他 の 刑 法 犯
1,934	508	700	52	3	429	1	14,692	155	うち) 占有離脱物横領
—	—	—	—	—	—	—	5	76	うち) 公務執行妨害
364	90	275	29	27	1,315	1	1,064	4,679	うち) 住居侵入
11	13	7	6	—	4	—	73	—	うち) 逮捕監禁
6	2	2	—	—	1	—	13	—	うち) 略取誘拐・人身売買
—	—	—	—	—	—	—	—	1,716	うち) 盗 品 等
1,369	464	4,379	417	210	5,564	10	6,920	27,318	うち) 器 物 損 壊 等

基礎資料

16. 罪種別 被疑者と被害者との関係別 検挙件数（平成26年）

罪種	被害者	計	実父母	養父母	継父母	配偶者		実子	養子
						うち) 女			
刑法犯総数（交通業過を除く）		359,433	1,555	90	52	6,374	5,890	929	126
凶悪犯		4,891	217	9	3	229	134	121	24
殺人	人	934	106	6	3	157	92	103	6
殺人	人	872	102	6	3	149	88	94	4
殺人	児	11	—	—	—	—	—	9	1
殺人	人	32	2	—	—	2	2	—	—
強盗	強盗	19	2	—	—	6	2	—	1
強盗	強盗	2,124	4	1	—	5	4	1	—
強盗	強盗	18	—	—	—	—	—	—	—
強盗	強盗	727	1	1	—	1	1	1	—
強盗	強盗	35	—	—	—	—	—	—	—
強盗	強盗	1,344	3	—	—	4	3	—	—
強盗	強盗	804	107	2	—	64	35	8	—
強盗	強盗	1,029	—	—	—	3	3	9	18
粗暴犯	粗暴犯	49,588	1,220	63	36	5,896	5,554	714	80
粗暴犯	粗暴犯	11	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	24,297	535	23	12	2,953	2,775	333	33
粗暴犯	粗暴犯	20,180	620	37	20	2,697	2,550	340	44
粗暴犯	粗暴犯	96	16	—	—	11	8	8	—
粗暴犯	粗暴犯	3,038	65	3	4	242	225	41	3
粗暴犯	粗暴犯	2,062	—	—	—	4	4	—	—
粗暴犯	粗暴犯	227,143	—	—	3	30	18	—	—
粗暴犯	粗暴犯	49,668	—	—	2	11	6	—	—
粗暴犯	粗暴犯	23,163	—	—	—	1	1	—	—
粗暴犯	粗暴犯	154,312	—	—	1	18	11	—	—
粗暴犯	粗暴犯	20,093	2	—	1	7	2	1	—
粗暴犯	粗暴犯	16,965	—	—	—	3	1	—	—
粗暴犯	粗暴犯	1,214	—	—	—	2	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	439	—	—	—	1	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	775	—	—	—	1	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	1,834	2	—	1	2	1	1	—
粗暴犯	粗暴犯	94	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	1,527	2	—	1	2	1	1	—
粗暴犯	粗暴犯	125	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	47	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	41	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	45	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	39	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	—	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	35	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	7,249	1	—	—	2	2	10	19
粗暴犯	粗暴犯	209	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	139	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	40	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	30	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	7,040	1	—	—	2	2	10	19
粗暴犯	粗暴犯	4,149	1	—	—	2	2	10	19
粗暴犯	粗暴犯	1,861	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	50,469	115	18	9	210	180	83	3
粗暴犯	粗暴犯	26,324	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	2,759	—	—	—	3	3	—	1
粗暴犯	粗暴犯	7,365	10	4	4	42	39	6	—
粗暴犯	粗暴犯	265	2	—	—	19	17	3	—
粗暴犯	粗暴犯	168	2	—	—	2	1	23	—
粗暴犯	粗暴犯	1,571	—	—	—	—	—	—	—
粗暴犯	粗暴犯	9,144	61	13	4	100	90	11	1

注 解決事件を除く。

16. 罪種別 被疑者と被害者との関係別 検挙件数（平成26年）

継子	兄弟姉妹	その他の親族	知人友人	職場関係者	その他	面識なし	法人・団体・被害者なし	被害者	罪種
120	837	1,225	18,751	7,239	10,890	184,594	126,651	刑法犯総数（交通業過を除く）	
13	51	76	644	151	367	2,609	377	凶悪犯	
1	39	30	225	39	79	133	7	殺	殺人
1	36	30	207	38	73	129	—	殺	殺人
—	—	—	—	—	1	—	—	殺	嬰児殺
—	2	—	12	1	3	3	7	殺	人子預備
—	1	—	6	—	2	1	—	自	自殺関与
—	1	8	92	20	86	1,744	162	強	強盗
—	—	—	5	1	3	9	—	強	強盗殺人
—	—	3	46	11	31	632	—	強	強盗傷人
—	—	—	1	—	—	34	—	強	強盗強姦
—	1	5	40	8	52	1,069	162	強	強盗・準強盗
—	9	22	55	19	83	227	208	放	放火
12	2	16	272	73	119	505	—	強	強姦
82	643	665	11,283	3,098	4,664	21,045	99	粗	粗暴犯
—	—	—	—	—	—	—	11	凶器	凶器準備集合
28	300	281	3,812	1,124	1,997	12,866	—	暴	暴行
50	273	296	5,347	1,692	1,898	6,866	—	傷	傷害
1	7	1	26	6	5	15	—	うち)	うち)傷害致死
4	65	71	1,192	161	513	634	40	脅	脅迫
—	5	17	932	121	256	679	48	恐	喝
1	42	259	3,438	2,792	2,498	113,388	104,692	窃	窃盗犯
1	30	208	1,632	888	970	33,486	12,440	侵	侵入盗
—	2	13	248	109	168	20,223	2,399	乗	乗り物盗
—	10	38	1,558	1,795	1,360	59,679	89,853	非	非侵入盗
—	18	28	914	310	685	7,581	10,546	知	知能犯
—	2	19	783	128	599	7,390	8,041	詐	詐欺
—	9	6	107	169	62	107	752	横	横領
—	6	5	85	47	32	97	166	横	横領
—	3	1	22	122	30	10	586	業	業務上横領
—	6	3	22	10	17	84	1,686	偽	偽造
—	—	—	1	—	1	21	71	通	通貨偽造
—	6	3	21	9	15	49	1,418	文	文書偽造
—	—	—	—	—	—	—	125	支	支払用カード偽造
—	—	—	—	—	—	—	10	有	有価証券偽造
—	—	—	—	1	1	4	35	印	印章偽造
—	—	—	—	—	6	—	39	汚	汚職
—	—	—	—	—	—	—	39	うち)	うち)賄賂
—	—	—	—	—	—	—	—	あ	あっせん利得処罰法
—	1	—	2	3	1	—	28	背	背任
21	4	24	440	267	358	3,614	2,489	風	風俗犯
—	—	—	—	—	—	—	209	賭	賭博
—	—	—	—	—	—	—	139	普	普通賭博
—	—	—	—	—	—	—	40	常	常習賭博
—	—	—	—	—	—	—	30	賭	賭博開張等
21	4	24	440	267	358	3,614	2,280	わ	わいせつ
21	4	24	436	266	331	3,035	—	うち)	うち)強制わいせつ
—	—	—	4	1	27	579	1,250	うち)	うち)公然わいせつ
3	79	173	2,032	621	2,318	36,357	8,448	そ	その他の刑法犯
—	—	—	51	24	227	25,884	138	うち)	うち)占有離脱物横領
—	1	1	12	3	476	2,191	71	うち)	うち)公務執行妨害
—	18	56	523	135	409	3,848	2,310	うち)	うち)住居侵入
2	1	1	147	21	30	39	—	うち)	うち)逮捕監禁
—	1	3	24	2	17	94	—	うち)	うち)略取誘拐・人身売買
—	—	—	—	—	—	—	1,571	うち)	うち)盗品等
1	37	90	965	153	838	3,842	3,028	うち)	うち)器物損壊等

17. 罪種別 被害者の世帯構成別 認知件数（平成26年）

罪種	被害者の世帯構成	総数	計					自宅以外の被害
			計	自宅での被害				
				独居世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯	不明	
刑法犯総数（交通業過を除く）		1,212,163	271,684	25,608	14,712	56,429	3,917	171,018
凶悪犯		6,453	5,977	483	224	945	31	4,294
殺人		1,054	1,046	74	111	393	11	457
殺人		993	992	73	109	369	11	430
殺人	児	12	12	—	—	11	—	1
殺人	人	31	24	1	2	6	—	15
強自	殺	18	18	—	—	7	—	11
強	盗	3,056	2,838	131	25	91	—	2,591
強	盗	17	17	4	2	1	—	10
強	盗	1,085	1,085	34	11	31	—	1,009
強	盗	44	44	20	—	2	—	22
強	盗・準	1,910	1,692	73	12	57	—	1,550
放	火	1,093	843	78	73	313	12	367
放	火	1,250	1,250	200	15	148	8	879
粗	暴	65,814	65,697	2,106	1,938	9,994	875	50,784
凶器	準備	10	—	—	—	—	—	—
暴行		32,372	32,372	801	949	4,368	471	25,783
傷害		26,653	26,653	871	804	4,229	314	20,435
	うち) 傷害致死	92	92	3	6	39	1	43
脅恐		3,738	3,699	288	153	1,139	55	2,064
脅恐		3,041	2,973	146	32	258	35	2,502
窃盗		897,259	72,179	15,031	8,149	25,449	—	23,550
侵入		93,566	72,179	15,031	8,149	25,449	—	23,550
乗り物		352,045	—	—	—	—	—	—
非侵入		451,648	—	—	—	—	—	—
知能		46,027	326	2	2	14	2	306
詐欺		41,523	—	—	—	—	—	—
横領		1,723	—	—	—	—	—	—
横領		760	—	—	—	—	—	—
業務上		963	—	—	—	—	—	—
偽造		2,665	297	1	2	12	2	280
通貨		613	152	—	1	6	1	144
文書		1,768	124	1	1	5	1	116
支払用		162	—	—	—	—	—	—
有価証券		76	12	—	—	—	—	12
印章		46	9	—	—	1	—	8
汚職		63	29	1	—	2	—	26
	うち) 賄賂	34	—	—	—	—	—	—
あっせん		—	—	—	—	—	—	—
背任		53	—	—	—	—	—	—
風俗		11,915	8,626	286	26	596	60	7,658
賭博		221	—	—	—	—	—	—
普通		141	—	—	—	—	—	—
常習		44	—	—	—	—	—	—
賭博		36	—	—	—	—	—	—
わいせつ		11,694	8,626	286	26	596	60	7,658
	うち) 強制わいせつ	7,400	7,400	273	22	536	47	6,522
	うち) 公然わいせつ	3,143	1,226	13	4	60	13	1,136
その他の刑法犯		184,695	118,879	7,700	4,373	19,431	2,949	84,426
	うち) 占有離脱物横領	29,534	—	—	—	—	—	—
	うち) 公務執行妨害	2,834	2,758	—	—	—	—	2,758
	うち) 住居侵入	17,897	13,218	2,919	1,187	5,242	196	3,674
	うち) 逮捕監禁	304	304	20	3	21	5	255
	うち) 略取誘拐・人身売買	198	198	1	—	30	2	165
	うち) 盗品等	1,716	—	—	—	—	—	—
	うち) 器物損壊等	126,818	99,500	4,669	3,118	13,831	2,721	75,161

17. 罪種別 被害者の世帯構成別 認知件数（平成26年）

計	主たる被害者が64歳以下 自宅での被害				不明	自宅以外の 被害	被害者の世帯構成 罪種
	独居世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯	不明			
223,428	18,582	7,944	45,864	3,302	147,736	刑法犯総数（交通業過を除く）	
5,006	369	108	670	24	3,835	凶悪犯	
789	48	45	279	10	407	殺人	
745	47	43	261	10	384	殺人	
12	—	—	11	—	1	殺人	
21	1	2	3	—	15	殺人	
11	—	—	4	—	7	殺人	
2,507	90	13	67	—	2,337	強盗	
12	2	1	—	—	9	強盗	
934	21	5	22	—	886	強盗	
44	20	—	2	—	22	強盗	
1,517	47	7	43	—	1,420	強盗	
470	39	35	177	6	213	放火	
1,240	192	15	147	8	878	強姦	
60,547	1,796	1,470	8,910	804	47,567	粗暴犯	
—	—	—	—	—	—	凶器準備集	
29,846	658	716	3,891	430	24,151	暴行	
24,424	750	613	3,726	286	19,049	傷害	
63	3	2	25	1	32	うち)傷害致死	
3,417	259	114	1,045	53	1,946	脅恐	
2,860	129	27	248	35	2,421	脅恐	
50,542	10,411	3,964	19,500	—	16,667	窃盗	
50,542	10,411	3,964	19,500	—	16,667	侵入	
—	—	—	—	—	—	侵入	
—	—	—	—	—	—	非侵入	
253	1	1	8	1	242	知能	
—	—	—	—	—	—	詐欺	
—	—	—	—	—	—	横領	
—	—	—	—	—	—	横領	
—	—	—	—	—	—	業務上横領	
227	—	1	6	1	219	偽造	
106	—	—	3	—	103	通貨偽造	
104	—	1	3	1	99	文書偽造	
—	—	—	—	—	—	支払用カード偽造	
11	—	—	—	—	11	有価証券偽造	
6	—	—	—	—	6	印章偽造	
26	1	—	2	—	23	汚職	
—	—	—	—	—	—	うち)賄賂	
—	—	—	—	—	—	あっせん利得処罰	
—	—	—	—	—	—	背任	
8,573	277	25	592	59	7,620	風俗	
—	—	—	—	—	—	賭博	
—	—	—	—	—	—	普通賭博	
—	—	—	—	—	—	常習賭博	
—	—	—	—	—	—	賭博開張等	
8,573	277	25	592	59	7,620	わいせつ	
7,374	265	22	532	47	6,508	うち)強制わいせつ	
1,199	12	3	60	12	1,112	うち)公然わいせつ	
98,507	5,728	2,376	16,184	2,414	71,805	その他の刑法犯	
—	—	—	—	—	—	うち)占有離脱物横領	
2,744	—	—	—	—	2,744	うち)公務執行妨害	
9,831	2,250	641	4,223	139	2,578	うち)住居侵入	
295	19	2	19	5	250	うち)逮捕監禁	
197	1	—	30	2	164	うち)略取誘拐・人身売買	
—	—	—	—	—	—	うち)盗品等	
83,214	3,400	1,707	11,704	2,252	64,151	うち)器物損壊等	

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

罪種	被害者の世帯構成	主たる被害者が65歳以上					年齢不明	法人団体 又は 被害者 なし	対象犯罪 以外	
		計	自 宅 以 外 の 被 害							
			独居世帯	夫婦のみ の世帯	その他の 世帯	不 明				
刑法犯総数（交通業過を除く）		48,256	7,026	6,768	10,565	615	23,282	2	63,919	876,558
凶 悪 犯		971	114	116	275	7	459	2	474	—
殺 人		257	26	66	114	1	50	1	7	—
殺 人 予 備 犯		247	26	66	108	1	46	1	—	—
殺 人 予 備 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺 人 予 備 犯		3	—	—	3	—	—	—	7	—
強 盗		7	—	—	3	—	4	—	—	—
強 盗 殺 人		331	41	12	24	—	254	—	218	—
強 盗 傷 人		5	2	1	1	—	1	—	—	—
強 盗 傷 人		151	13	6	9	—	123	—	—	—
強 盗 強 姦		—	—	—	—	—	—	—	—	—
強 盗 強 姦		175	26	5	14	—	130	—	218	—
放 火		373	39	38	136	6	154	1	249	—
放 火		10	8	—	1	—	1	—	—	—
粗 暴 犯 集 合		5,150	310	468	1,084	71	3,217	—	117	—
粗 暴 犯 集 合		—	—	—	—	—	—	—	10	—
暴 行 害 害		2,526	143	233	477	41	1,632	—	—	—
暴 行 害 害		2,229	121	191	503	28	1,386	—	—	—
うち) 傷 害 致 死		29	—	4	14	—	11	—	—	—
脅 恐 迫 喝		282	29	39	94	2	118	—	39	—
脅 恐 迫 喝		113	17	5	10	—	81	—	68	—
窃 犯 盗 犯		21,637	4,620	4,185	5,949	—	6,883	—	21,387	803,693
窃 犯 盗 犯		21,637	4,620	4,185	5,949	—	6,883	—	21,387	—
乗 り 物 盗 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	352,045
非 法 入 入 盗 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	451,648
知 能 犯 盗 犯		73	1	1	6	1	64	—	2,402	43,299
詐 欺 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	41,523
横 領 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	1,723
横 領 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	760
横 領 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	963
偽 造 犯		70	1	1	6	1	61	—	2,368	—
偽 造 犯		46	—	1	3	1	41	—	461	—
偽 造 犯		20	1	—	2	—	17	—	1,644	—
偽 造 犯		—	—	—	—	—	—	—	162	—
偽 造 犯		1	—	—	—	—	1	—	64	—
偽 造 犯		3	—	—	1	—	2	—	37	—
汚 職 犯		3	—	—	—	—	3	—	34	—
うち) 賄 賂 犯		—	—	—	—	—	—	—	34	—
あ っ せ ん 利 得 処 罰 法 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	—
背 任 犯		—	—	—	—	—	—	—	—	53
風 俗 犯 博 博		53	9	1	4	1	38	—	3,289	—
賭 博		—	—	—	—	—	—	—	221	—
普 通 賭 博		—	—	—	—	—	—	—	141	—
常 習 賭 博		—	—	—	—	—	—	—	44	—
賭 博 開 張 等		—	—	—	—	—	—	—	36	—
わ い せ つ		53	9	1	4	1	38	—	3,068	—
うち) 強 制 わ い せ つ		26	8	—	4	—	14	—	—	—
うち) 公 然 わ い せ つ		27	1	1	—	1	24	—	1,917	—
そ の 他 の 刑 法 犯		20,372	1,972	1,997	3,247	535	12,621	—	36,250	29,566
うち) 占 有 離 脱 物 横 領		—	—	—	—	—	—	—	—	29,534
うち) 公 務 執 行 妨 害		14	—	—	—	—	14	—	76	—
うち) 住 居 侵 入		3,387	669	546	1,019	57	1,096	—	4,679	—
うち) 逮 捕 監 禁		9	1	1	2	—	5	—	—	—
うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買		1	—	—	—	—	1	—	—	—
うち) 盗 品 等		—	—	—	—	—	—	—	1,716	—
うち) 器 物 損 壊 等		16,286	1,269	1,411	2,127	469	11,010	—	27,318	—

17. 罪種別 被害者の世帯構成別 認知件数 (平成26年)

18. 交通事故発生状況の推移 (平成23~27年)

19. 交通事故死者数の月別推移 (平成23~27年)

18. 交通事故発生状況の推移 (平成23~27年)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発生件数 (件)	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899
死亡事故 (件)	4,560	4,307	4,293	4,013	4,028
死者数 (人)	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117
負傷者数 (人)	854,613	825,392	781,492	711,374	666,023
重傷者数 (人)	48,663	46,663	44,546	41,658	38,959
軽傷者数 (人)	805,950	778,729	736,946	669,716	627,064
厚生統計の死者数 (人) (1年未満)	6,593	6,277	5,914	5,589	

注1 「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)以上の治療を要する場合をいう。

注2 「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)未満の治療を要する場合をいう。

注3 厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く)をいう。

厚生統計は、平成6年までは、自動車事故とされた者の数を計上しており、7年以降は、陸上の交通事故とされた者から鉄道員等明らかに道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している

19. 交通事故死者数の月別推移 (平成23~27年)

年次 死者 発生月	平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年			
	30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者			
	(人)	比率	24時間死者	30日死者																
1月	410	1.23	333	77	392	1.20	326	66	412	1.19	347	65	417	1.17	355	62	410	1.18	346	64
2月	431	1.19	363	68	379	1.17	325	54	392	1.16	339	53	349	1.14	307	42	365	1.19	308	57
3月	440	1.15	383	57	402	1.18	342	60	401	1.20	334	67	371	1.19	311	60	375	1.18	317	58
4月	445	1.18	378	67	394	1.16	341	53	399	1.16	345	54	376	1.20	313	63	379	1.18	320	59
5月	393	1.14	346	47	382	1.23	310	72	379	1.14	332	47	377	1.17	322	55	371	1.18	314	57
6月	400	1.15	347	53	361	1.20	302	59	378	1.20	314	64	379	1.20	317	62	329	1.15	287	42
7月	436	1.19	365	71	419	1.21	347	72	400	1.20	332	68	372	1.14	325	47	390	1.17	333	57
8月	488	1.19	410	78	468	1.19	392	76	448	1.20	374	74	357	1.19	301	56	401	1.18	340	61
9月	452	1.20	378	74	453	1.21	373	80	430	1.17	366	64	414	1.20	345	69	406	1.20	339	67
10月	562	1.19	472	90	520	1.18	440	80	440	1.15	381	59	477	1.19	400	77	460	1.18	391	69
11月	508	1.18	431	77	502	1.15	435	67	514	1.19	432	82	430	1.14	377	53	453	1.20	379	74
12月	570	1.18	485	85	589	1.17	505	84	572	1.16	492	80	519	1.18	440	79	520	1.17	443	77
合計	5,535	1.18	4,691	844	5,261	1.19	4,438	823	5,165	1.18	4,388	777	4,838	1.18	4,113	725	4,859	1.18	4,117	742

注1 「30日以内死者」とは、「24時間死者」と「30日死者」の合計で、交通事故発生から30日以内に死亡した人をいう。

注2 「24時間死者」とは、交通事故発生から24時間以内に交通事故が原因で死亡した人をいう。

注3 「30日死者」とは、交通事故発生から24時間経過後30日以内に交通事故が原因で死亡した人をいう。

注4 比率とは、「30日以内死者数」の「24時間死者数」に対する比率で、「30日以内死者数」を「24時間死者数」で除したものである。

注5 各月の「30日死者数」は、その月に発生した交通事故により24時間経過後30日以内に死亡した人の数である。